

わたしたちが創る〈文化のビオトープ〉

河内長野市文化振興計画



平成18年3月

河内長野市

目 次

I. 序 章	1
1. 計画策定にあたって	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画策定の背景	1
2. 計画が対象とする文化の領域	3
3. 計画の目標年次	4
II. 文化行政の現状と課題	5
1. 文化行政の現状	5
2. 文化にかかわる資源と基盤	7
(1) 文化にかかわる資源と基盤	7
(2) 河内長野市文化振興計画策定のためのアンケート調査から	9
3. 文化行政の課題	10
III. 計画の基本的な考え方	13
1. 計画の基本理念	13
2. 基本的な視点	16
(1) 権利としての文化	16
(2) 文化のサイクル	16
(3) 協働の必要性	18
(4) 行政の文化化	18
(5) アームズ・レングスの原則	19
(6) 言葉および文字・活字文化	19
(7) 河内長野らしさ	20
3. 計画の担い手と役割	20
(1) 計画の担い手	20

(2) 担い手の役割	2 0
(3) 協働のかたち	2 1
4. 計画の体系	2 3
IV. 文化振興策の方向と具体策	2 4
(1) 文化に参加する（文化活動への参加、鑑賞、発表など）	2 5
(2) 文化を創造する（作品づくりから人づくりまで）	2 7
(3) 文化がつなぐ（場とコミュニケーション）	2 9
(4) まちづくりとしての文化（まちづくりに文化の視点を）	3 1
(5) 河内長野らしさの視点（発見、編集、発信）	3 4
V. 計画の進行管理と評価	3 5
1. 計画の進行管理	3 5
2. 計画の評価	3 6
VI. おわりに	3 7
VII. 附属資料	3 8
策定手順	3 8
主な策定経過	3 8
河内長野市文化振興計画策定委員会名簿	4 0
市民アンケート（調査項目と結果）	4 1
関係法令	6 5

I. 序章

1. 計画策定にあたって

(1) 計画の目的

「河内長野市文化振興計画」は、本市で繰り広げられる絶え間ない文化活動の循環（サイクル）を活性化させるための社会的、物的、財政的環境条件の整備について、その方向と考え方を示すもので、地域における多様な主体（市民、文化団体・アーティスト、企業・事業者、行政など）がそれぞれ文化活動を進めて行くにあたっての見取り図となり、協働して文化の基盤を確立することを目的としています。

そこで、文化活動の主体である市民、文化団体・アーティスト、企業・事業者、行政などは、この計画に基づき、次の目標を掲げ、協働して文化の振興に取り組んでいきます。

- ・ 河内長野の文化の伝承と創造活動を活性化することによって、こころ豊かな市民生活および快適で美しい都市空間を実現する。
- ・ ひとり一人の市民がお互いに敬意を払い合い、それぞれのもつ力を発揮して、いきいきと生きることができる社会環境を作る。
- ・ 多様で多彩な文化交流から生まれる新たな出会いや相互理解によって、文化の創造性を喚起し、河内長野市の文化を創造する。

(2) 計画策定の背景

本計画は、次のような大きな時代の流れも考慮しつつ、将来の社会の姿も念頭に置いています。

20世紀から21世紀へと、社会は大きな変化に直面しています。

- ・ 少子化の進行により、我が国の人口はすでに減少に転じました。また、少子化と長寿化の結果としてかつてない高齢社会が到来します。本市では、平成27年(2015年)には65歳以上の高齢人口の割合が約29%になると予想されています。
- ・ 地球環境保全のため、温暖化の原因となるCO₂の削減への対応などが緊急に迫られているなど、その解決のためには地球規模で考え、地域で行動を起こしていかなければならない問題が山積しています。また、経済のグローバル化は、日本の産業構造や地域経済のみならず、私たちの働く環境や消費生活にも大きな影響を及ぼしています。
- ・ インターネットの普及は、世界中の情報にいつでも、どこからでも接することができると同時に、誰もが世界に向けて情報を発信することが可能となる基盤を提供しました。また、パソコンや携帯電話は、人びとのコミュニケーション機会を飛躍的

に増大させ、ネットワークを広げると同時に思考能力・表現能力の拡張をもたらしました。一方で、有害サイトに誰もが簡単にアクセスできたり、情報格差が広がったりするなどの弊害も生じています。

今、社会運営の仕方が大きく変わりつつあります。

- ・ 地方分権、さらに住民自治への流れは、自治体やコミュニティが社会運営の基本単位となってきたことを意味しています。
- ・ コミュニティにおいては、それを構成する個人や団体自らが地域のあるべき姿を考え、その実現に向けて役割を自覚しながら、連携、協働してまちづくりを進めていくことにより、地域がよりよい暮らしの場、安心・安全な場となることが期待できます。
- ・ 市民や市民活動団体、NPO、企業・事業者、行政が協働して公共的事業（サービス提供など）を創出し、共に担うことは「新しい公共」と呼ばれ、これまでの行政依存を脱した新しい社会運営の仕方として定着しつつあります。

都市は、活気にあふれながらも美しいという2つの要素が両立することが大切です。

- ・ 都市の活気は、産業が元気であること、都市の魅力を求めて人が集まってくることが合わさってつくられます。また、市民が地域社会へ参加するなどの、自発的なまちづくり活動が次々と生まれるのも活気の大きな要素です。
- ・ 都市の美しさは、建物の美しさ、街なみとしての美しさ、土地の歴史になじんでいること、および自然との調和により生み出されますが、都市の美しさを感じ取り、楽しむことのできる豊かな感性を持った市民の存在が欠かせません。

これらの背景には、市民社会の価値観の転換があります。

- ・ “もの”の豊かさより“こころ”の豊かさを求める市民が多数となってきたことに現れているように、受け身ではなく、主体的に発言し、行動する市民、社会的な役割を自覚し担おうとする市民、自分たちのこれまでの暮らしぶりを問い直し、生活を変えていこうとする市民が増えています。
- ・ こうした動きは、よりよく生きるためには“心の豊かさ”が不可欠だ、という市民の深い認識に基づいています。“心の豊かさ”は文化によって生み出されます。よりよい暮らしを実現するためには、都市のあらゆる活動を文化の視点から見直すことが必要です。

このような状況は、「市民自治の時代」ということができます。市民自治は、「新しい公共」の考え方を背景に社会の課題の解決に自らの意思で取り組もうとする自立した市民によって担われます。その結果、さまざまな地域課題が克服され、よりよい暮らしを自分たち自身で実現できるようになります。

このような社会をつくるためには、市民どうしの豊かなコミュニケーションや新しいことにチャレンジする精神が必要ですが、それを育むのが文化芸術です。その意味でも、これまで以上に文化を振興することが重要となっています。

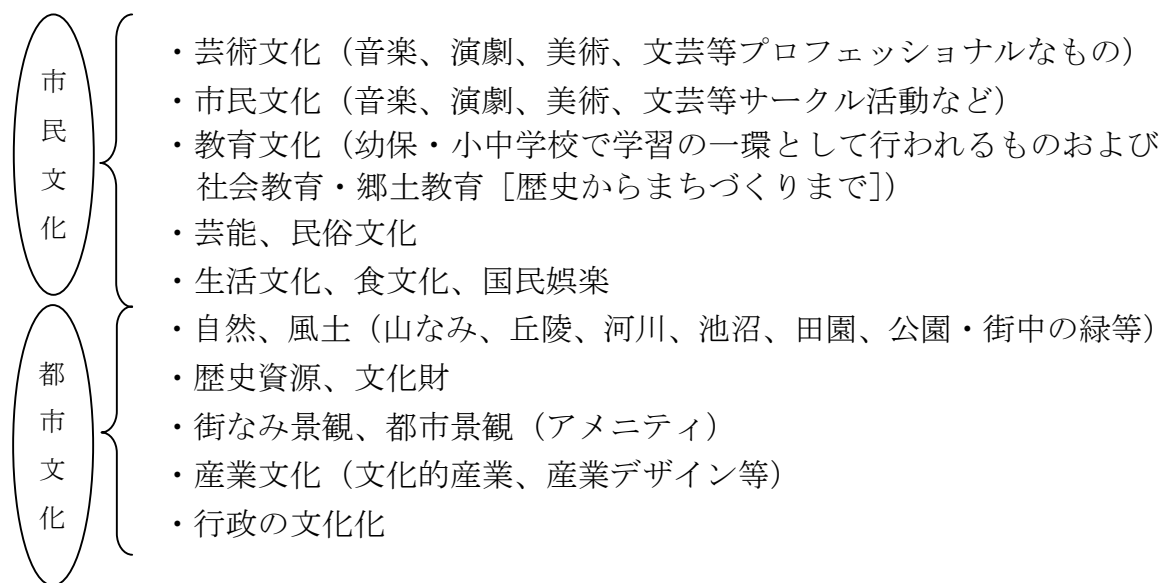
2. 計画が対象とする文化の領域

文化とは、有形・無形にかかわらず、人の営みによりつくりだされ、その社会においておおむね共有され、蓄積される、人の生活にかかわるもの全てを指し、市民が「文化」という言葉を聞いて思い浮かべるイメージと等しいものと考えます。

もちろん、新しい表現活動の中には、「これがほんとうに文化芸術だろうか」と疑うものもあります。この計画においては、そういった最前線のものを排除することなく向き合うことも必要と考えます。

しかし、人びとの生活に係わるものすべてとなれば、日々の暮らしやライフスタイルから、まちの姿に至るまでの非常に幅の広い概念となり、その範囲は都市・地域全体に及びます。

そこで、この計画においては、文化振興の対象を市民文化と都市文化に分け、「文化芸術振興基本法」において例示されている活動分野の類型を参考にしつつ、本市の実情を考慮して少し緩やかに考え、文化の領域をおおむね次のとおりとします。



【参考】文化芸術の類型（「文化芸術振興基本法」による）

- ・芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
- ・メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ・芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
- ・生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- ・国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ・出版物及びレコード等
- ・文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・地域における文化芸術：各地域における文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人びとによって行われる民俗的な芸能）

注）平成13年12月施行の「文化芸術振興基本法」第8条～29条にあげられた文化芸術の類型より。

市民文化はおおむね上記の領域を指しますが、市民、文化団体・アーティスト、企業・事業者などが自発的・自主的に行う、蓄積活動（上記分野における鑑賞・学習・練習・研究など）、表現活動（表現・発表・演技など）、交流活動（参加・交流・批評など）が循環しつつ高まっていく動きが大切です。

都市文化は、空間的要素としての都市景観や住み心地のよさを高め、生産的要素としてのデザインやソフト産業を支援し、都市に蓄積された歴史資源や生活・学術情報など都市の付加価値を高め、快適で居心地のよい空間をつくるものです。都市文化についても蓄積活動（街なみ景観や緑景観・文化財などのストック）、表現活動（街なみの修景や活用など）、交流活動（観光客の増大など）という循環の動きにより、より魅力ある都市が形成されます。

さらに、この計画では、行政経営に「文化の視点」を導入し、行政の文化化を進めます。つまり、主要な地域経営主体である行政の仕事の進め方、組織のあり方を文化の視点から再考し、市民の目線で業務を遂行していく仕組みをつくります。

これらすべては「文化のまちづくり」につながるものです。

3. 計画の目標年次

文化の振興は、数十年の時間幅で考え、実行していくべきものです。しかしながら、文化基盤の整備や快適で心地よい都市空間形成は、他の行政分野の計画・実施と密接に関連するものであるため、本市のまちづくりの基本方針である「第4次総合計画」との整合性を図る必要があります。

従って、河内長野市文化振興計画は、目標年次を平成18年度(2006年度)から平成27年度(2015年度)までの10年間とします。

なお、本計画は10年という長期にわたる期間を対象としていますので、社会情勢や施策の成果への評価もふまえ、また、市民文化活動の成熟に合わせ、柔軟かつ適切に見直しを行うものとします。おおむね3～5年ごとに、見直す必要があるかどうか検討します。

Ⅱ. 文化行政の現状と課題

1. 文化行政の現状

「市民自治の時代」という潮流の中で、地方自治体は、地域社会経営の新たな仕組みを作っていくことが求められています。特に昨今、財政環境の悪化により行政運営について大きな改革が迫られています。これまでのように国や都道府県などの指導や全国一律の基準に従っておればよい時代ではなく、自治体が自ら地域のあるべき方向を決め、そこへ向かって進んで行かなければなりません。自立的かつ自律的な自治体経営が求められるのはこのためです。そして、このためには、市民の参加・参画、協働が不可欠です。

自立した自治体は、自立した市民によって支えられますが、市民の自立心は、地域固有の歴史や文化が、自分自身にとって大切なものであると気づくことにより育まれていきます。

こうした時代の流れを受けて、国では、文化芸術が心豊かな活力ある社会の形成に重要な意義を持つことを認め、その役割を十分に果たすことができるよう、文化芸術の振興に関して方向性を示し総合的に施策を推進するために「文化芸術振興基本法」（平成13年＝2001年12月施行）を定め、同法に基づき「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を策定しました。

この基本法の前文では、文化芸術の役割を、「…文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり…（同法・前文）」としています。ここに示されている、「創造性」、「表現力」、「心のつながり」、「相互理解・尊重」、「多様性」などのキーワードは、文化芸術の特質と考えられます。

また、この基本法では、地方公共団体も文化芸術の振興に関し「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策（同法・第4条）」を行う責務があることが明示されました。

さらに、平成17年（2005年）7月「文字・活字文化振興法」が施行され、「文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものである（同法・第1条）」という位置付けのもと、地方公共団体が、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、実施する責務を定めています。

また、都市文化である都市景観は、高度成長期から今日まで物に目を奪われている間に見失ってしまった地域の美しい風景の再生を願って、平成16年（2004年）12月に「景観法」が施行されました。それには地域住民と行政が協働で「景観協議会」をつくり、「景観協定」や「景観重要建造物」の指定に向けて、暮らしてよい、訪れてもよい地域景観の創出に参画できることをうたいあげています。

このような状況の中、本市では、地方分権の精神にのっとり、自主的かつ主体的に、本市の特性に応じた施策を行う責務があるという認識に基づいて、さらに今後の地域づくり、

まちづくりにあたって「文化」が基盤となることを深く認識し、文化の振興によるまちづくりを市の重要な施策として位置付けてきました。

長期的なまちづくりを計画的・総合的に進めるための指針となる「河内長野市第3次総合計画」では、めざす将来の都市像を「人・まち・緑 夢くうかん 歴史と文化の生活創造都市」とし、文化振興に関しては、「文化の時代」に対応するため、「魅力ある文化的な都市の形成」、「文化芸術の振興」、「行政の文化化」を基本的施策として、平成8年度（1996年度）から目標年度平成17年度（2005年度）をめざし、各施策・事業を推進してきました。

また、平成17年（2005年）には、「河内長野市第4次総合計画」が策定され、都市の将来像を「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」と定め、本市が有する資源として「豊かな自然と歴史・文化」や「活発な市民活動、豊富な人材」などを指摘し、まちづくりの目標に、「環境調和都市」、「共生共感都市」、「元気創造都市」、「安全安心都市」、「自律協働都市」をかかげています。

そこで、これらをふまえ、本市の地域経営全体をつらぬく統一した基準となる、長期的かつ総合的な文化振興の方針を定め、文化振興を通じて、総合計画で定められた都市の将来像の実現をめざします。

● 魅力ある文化的な都市の形成

市域の背景緑地としての美しい山なみをはじめ、本市の住宅都市としての品格を高めている段丘崖に形成されたグリーンベルトなどの豊かな自然の風景と、歴史・文化に彩られた環境を守り育て、河内長野市という生活空間が市民ひとり一人にとってかけがえのない共有財産であるという認識をもち、市民、事業者、行政が一体となって誇りと愛着を感じられる魅力ある景観形成をめざすため、景観形成計画（平成12年＝2000年）を策定しました。

また、歴史的文化的環境も視野に入れた環境基本計画（平成13年＝2001年）や、観光と産業の融合による新たな“河内長野魅力”の創出を基本目標とした観光産業振興計画（平成13年＝2001年）などを策定し、河内長野の魅力である地域ごとの自然、歴史、生活文化などを活かした都市の形成を進めています。

● 文化芸術の振興

（財）河内長野市文化振興財団が行う文化事業・活動を積極的に支援し、さまざまな優れた文化を鑑賞する機会の充実と、各ジャンルにおける文化の担い手の育成に努めてきています。

また、「かわちながの世界民族音楽祭」や「マイタウンオペラ」など、独自の公演を開催しつづけてきた実績があります。さらに、身近に伝統芸術を体験できるようにし、併せて伝統芸術の保存と継承を図っています。

文化財については、文化財保護条例を平成12年（2000年）に制定し、歴史的建造物・美術工芸品・民俗などの指定のほかに、建造物の保存修理のために欠くことのできない植物の自生地を選定できるようになりました。また、まち全体を博物館と見立て、市内の文化財を公開する「ぐるっとまちじゅう博物館」事業を平成15年度（2003年度）から実施し、歴史と文化のまちづくりを進めています。

- **行政の文化化**

行政の取り組みすべてを文化の視点でとらえ、公共施設の個性化やシンボル化、文化性に富んだ施策など、豊かさやゆとりを実感できる総合的な文化行政を推進するため、文化のまちづくりや文化行政の総合的な指針となる文化振興計画の策定に取り組みました。

2. 文化にかかわる資源と基盤

(1) 文化にかかわる資源と基盤

- **歴史、伝統的資源に恵まれ、都道府県並みの数を誇る国宝・重要文化財**

平安時代に入り、弘法大師により高野山が開かれ真言密教が確立されたころ、河合寺や観心寺、金剛寺などの名刹が興隆を見せ、高野街道が開かれてからは街道筋として栄えました。南北朝時代には、楠木正成や金剛寺、観心寺が南朝方に属し、南朝方の拠点となりました。一時期には金剛寺は、南朝・北朝の天皇の行在所となり、政治的にも重要な位置を占めました。

これら歴史、伝統を反映し、国宝並びに重要文化財は数多くあります。また、多数の府・市指定文化財や郷土芸能、祭り、歴史的資料などが残されています。

これら歴史的、伝統的資源を保存・活用する公的施設としては、郷土資料館、滝畑民俗資料館、ふれあい考古館などが整備されています。

- **高野街道が開かれて以来の交通の要衝**

市域は古くより賑わいを見せた東・中・西高野街道の合流点にあたり、交通・経済・文化の重要な位置を占めてきました。現代では、鉄道は南海高野線及び近鉄長野線の2系統が走り、道路網は関西国際空港と都市圏を結ぶ国道170号（大阪外環状線）、310号、371号を軸として通過交通を円滑に処理するとともに広域交通路線の整備を進めてきました。

市域内については安全で快適に移動できるよう道路網の整備を進めています。

- **新田開発のため多くの人々の力を結集して築造された寺ヶ池**

上原村の庄屋であった中村興次兵衛が、市村新田開発の用水確保のため寺ヶ池の拡張と用水路の新設を計画し、のべ約4万人の力をそそぎ、難工事の末に江戸時代初めに完成しました。この池の築造により豊かな農地が増え、開発された新田の米の取れ高は、開発前のこの地の取れ高の約100倍にもなりました。

- **緑あふれる住宅都市として発展**

本市は、昭和29年（1954年）4月に6か町村が合併し、人口約3万人の、大阪府内で18

番目の市として誕生しました。昭和30年代は、住宅や観光に重点をおいたまちづくりのための施設、道路網の整備をはじめ、府営住宅の誘致など、健康で文化的な都市建設に向けての取り組みが進められました。

昭和40年代以降は、高度経済成長を背景に、自然環境に恵まれた大阪都市圏のベッドタウンとして急激に住宅地の開発が進み、民間活力を活かした住宅団地の開発や土地区画整理事業などにより、緑に囲まれた良好で落ち着いたある住宅地が形成されてきました。同時に人口急増による都市基盤やコミュニティ施設の不足、開発にともなう自然環境への影響などの問題も発生しました。

このような状況の中、地域全体をとらえたまちづくりの必要性から、昭和50年代後半以降は、生活関連コミュニティ施設や道路・駅前、上下水道など都市基盤の整備を進めてきました。

その後、都市基盤の整備とあわせて、市民ニーズの多様化・高度化に対応するためソフト・ハードの施策に一体的に取り組み、社会や経済の変化を背景として成熟した都市としての多機能化・高度化を図り、自然や歴史的・文化的資源を活用し環境と共生し、また、住宅都市から脱皮する自立性の高い都市をめざして、まちづくりを進めてきました。

一方で、住宅都市として発展してきたため、昼間人口が少ないことや、高齢化率の高まり、人口減少への転化などの状況の変化が生じています。

● 豊かな自然環境と広い市域をもつ近郊レクリエーション地

本市は大阪府の南東端に位置し、南は和泉山脈を境として和歌山県と、東は金剛山地を境として奈良県に接しています。急峻な和泉山脈・金剛山地や丘陵地、石川水系によって形成された河岸段丘、平野がそれぞれ層をなし、独特の自然景観を保っています。

市域は大阪府内で3番目に広く（109.61km²）、北を頂点とした三角形をかたどり、北部は旧市街地と住宅団地、南部は金剛生駒紀泉国定公園を中心とした山林が広がっています。市域の約7割がスギ・ヒノキを中心とした人工林で、豊かな緑環境を形成しています。森林が保つ自然環境と石川の最上流である豊富な水源などは河内長野の貴重な資源であり、近郊レクリエーション地として多くの人が気軽に訪れるまちとなっています。

● ラブリーホール、キックスをはじめとする豊富な公的文化的活動施設

本市では、広い市域と複雑な地形のため、公的施設が点在しているという特徴があります。

市民が文化活動を行う公的施設としては、文化芸術発信の拠点施設である「ラブリーホール（文化会館）」、市民の交流と生涯学習の拠点施設である「キックス（図書館・市民交流センター）」ほか、さまざまな地域でコミュニティセンター、公民館などの施設の整備を進めてきました。

● 蓄積された学習基盤

本市が住宅都市として発展するにつれ、豊かな自然に親しみ様々なことを体験したい、

今まで以上に自由時間をうまく活用したい、という意欲に満ちた人びとが多く転入し、公民館活動に代表される社会教育活動や文化活動が盛んに行われ、加えて地域づくりに何らかのかたちで関わっていきたいと考える人々が多くなっています。

また、豊かな自然環境や歴史的・文化的資源は、地域の学習資源として活用されています。

(2) 河内長野市文化振興計画策定のためのアンケート調査から

文化振興計画について広く市民の声を聞くため、平成16年（2004年）3月に市民アンケート調査を実施したところ、430名の回答を得ました。この調査結果から次のことが読み取れます。

● 集計結果のまとめ

- ・ 本市の文化的特徴は、歴史と自然であると考えられます。これらを活かしたまちづくりには市民の期待と大きな可能性があります。
- ・ 市内には文化施設は整備されていますが、市民にとってあまり知られているとはいえ、利用は一部の人に限られているという状況です。利用者と一般市民との落差をどのようにして埋めるかを検討しなければなりません。
- ・ 市民の文化活動には、やや行政依存の傾向があり、自立した市民文化活動構築へ向けて、行政との関係性を改めていく必要性があるといえます。
- ・ 文化の基本的要件である「人権」との関連はそれほど意識されていません。

● 集計結果の概要

- ・ 本市の資源としてあげられたのは、まず「歴史」（約55%）で、次いで「自然」（約23%）でした。
- ・ “文化”についてのイメージの主なものは、「歴史的なもの」（約27%）、「芸術活動」（約18%）、「自然を活かしたまちづくり」（約14%）、「文化施設」（約8%）でした。
- ・ “文化”との関わりは、全般的に見ると、「個人」として「音楽、演劇、美術、文学などにふれること」や「スポーツをする、見る」が主で、どちらかといえば受け身の姿勢でした。今後の希望も、大体同様の傾向ですが、「歴史的・伝統的なものの継承・保存」が増えています。
- ・ 文化活動を担うNPOへの参画意識は、「興味がある」人は約58%ありますが、参加意向を示した人は約34%で、積極的に関わろうという人は約7%でした。
- ・ 文化活動の進め方としては、「市民の自主的な活動に行政が支援する」という考え（約32%）と、「自主的な活動をする市民団体や個人と行政が共同して」行うのいいとする考え（約30%）が多く、また、「行政機関の主導で市民の団体や個人が活動する」（約19%）、「行政機関が主としてやる」（約14%）でした。
- ・ まとめると、「市民が主」（2.7%）を含めて市民主導型は約35%、協働型は約30%、行政主導型は約33%であることがわかりました。
- ・ 行政に期待する役割としては、「場所や設備の整備（ホールなど）」（約37%）、「情報の

収集や発信」(約28%)、「制度などの整備(補助金など)」(約16%)、「人材育成」(約13%)などが主なものでした。

- また、行政の関わり方としては、「支援＋一定の指導」(約49%)、「積極的支援を行う」(約38%)、「民間に任せる」(約9%)と、行政の積極的な関わりを求めている声が多いのが特徴です。
- 本市の文化的環境についての満足度では、全体的に満足度は低いものの、「自然を活かしたまちづくり」(約23%)、「音楽、演劇、美術、文学などを行える場所」(約21%)は比較的高いといえます。
- 市内にある市の文化施設の利用状況では、「キックス(図書館・市民交流センター)」と「ラブリーホール」(ともに約59%)が高く、次いで「寺ヶ池公園」(約47%)、「ノバティホール」(約40%)でした。各施設とも認知度は高いのですが、利用率との落差が目立っています。
- 本市の行う文化事業については、参加経験は「市文化祭」ですら約12%にすぎません。「市民体育祭」、「市文化祭」の認知度は50%前後であることから考えて、知っているも参加しない人が多数にのぼることがわかります。
- 文化と人権の関わりについては、意識している人は半数以下(約40%)で、「常に意識している」(約13%)人は少数です。

3. 文化行政の課題

文化行政の課題としては、次のようなものが考えられます。

● 自然環境、歴史・伝統など地域固有の資源のより積極的な活用を

資源が豊富なことに満足するのではなく、河内長野の自然環境や歴史・伝統という豊富で貴重な資源を再認識し、より積極的に活用する方策が必要です。

市内の各集落、団地等には、固有の文化や伝統行事、風習、あるいは遺跡・史跡、街なみ景観や風景があります。歴史的に蓄積・伝承されてきたものもあれば、新しい街ができたときから住民により形成されてきたものもありますし、地域毎に微妙な個性が醸し出されています。それらの文化資源を細やかに大切にし、またもっとアピールし、互いに知り合い、敬意を払うことが大切であり、地域資源は、日ごろの暮らしとつながった形で活用する必要があります。

● まちに誇りを持つための郷土文化教育を

まちは、昔からの暮らしの蓄積の上に現在の姿ができています。本市は、住宅都市として急速に発展したため、昔からのまちの姿、地域の歴史や文化についての理解度が必ずしも高くありません。まちに誇りを持つ市民が増えるためには、こうした先人の暮らしの重みを感じ取り、知るための、郷土文化教育の機会が必要です。特に学校教育での

取り組みは重要です。

また、郷土文化教育においては、現在のまちで人びとがどのように暮らしているのか、まちはどのように運営されているのかについても学ぶ必要があります。

● 若い世代への発信と継承を

自分たちが住むこのまちがどのようにつくられてきたのか、どのようなまちにしたいのか、ということについて次代を担う若者に向けてもっと発信していく必要があります。そこで、まちの歴史やまちづくりビジョンをわかりやすく親しみやすく伝えていくために、多様な手だてを講じて情報発信していくことが重要となります。

また、住宅都市としての発展を支えてきた、住宅が開発された当初に入居された第一世代の市民のまちに寄せる思いを、身近な歴史として若い世代へ伝承、継承していく必要があります。

● 自然環境だけでない、まちの魅力づくりを

自然環境だけに頼るのではない、本市独自のまちの魅力づくりが必要です。常に何かが行われていたり、いつ来てもゆったりした時間を楽しめたりするなど、繰り返し訪ねて来なくなる、ホスピタリティ¹に満ちたまちの新しい魅力を創出していくことが必要です。

● 積極的な情報発信を

本市の魅力について積極的に情報発信し、外部から注目を集めることが大切です。見られることは評価されることであり、私たちがまちや文化について振り返るいい機会ともなります。このため、文化情報発信の拠点づくりや広報体制の整備が必要です。

● 学習支援のあり方の再構築を

現在、市民が学ぶ機会と場は、行政が行うもの以外にも民間のカルチャーセンター、インターネット、高等教育機関やNPO・市民活動団体による講座など、多様かつ多彩にあります。したがって、市民（企業・事業者等含む）と行政の役割を明確にしていく必要があります。

また、個人的自己実現としての楽しみや知識を獲得するための学習支援だけでなく、直面する社会問題や地域課題に対して市民が取り組むときの基本知識、情報、ノウハウを学ぶ機会を創出したり、関心を共有する市民どうしのネットワーク構築を支援したりすることが重要となっています。

さらに、これまで学習の機会に恵まれなかった人たちに、新たな学びの場を創出することも重要な役割であり、基本的人権および文化権を保障する場でもあることに注意を払う必要があります。

¹ ホスピタリティ：訪問者をこころからもてなす心。まちの魅力は、施設や名所・史跡などの「モノ」だけでなく、地域の人が訪問者を丁重にもてなすことにより倍加され、再び訪れたい気持をいだかせます。

- **市民と行政の役割分担を明確に**

文化施策における事業の企画・立案、決定、実行、評価のすべての段階において、行政の担うべき役割をふまえながら、市民と行政がともに役割分担を確認するとともに、それぞれの段階に応じた協働の仕組みをつくる必要があります。そのうえで民間の人材や知識を活用するなど、民と官の連携を強化し、ふだんからのネットワーク形成の充実に努める必要があります。

- **市民の自主的な文化活動を支援する仕組み、協働の仕組みの確立を**

市民の文化活動は、自発的、自主的に進められるのが本来の姿です。こうした活動が、行政の既存の仕組みによって阻まれることのないよう、行政の仕組みを柔軟にしたり、市民と行政の協働による課題解決の方策を話し合ったりするなど、行政の文化化につながる取り組み、支援策を行う必要があります。

市民と行政が協働することによって、より大きな成果を期待できますが、何より市民の意欲と発想が尊重されることが重要で、市民の提案を取り入れる手続きを確立する必要があります。

- **施設や事業への市民参画の推進を**

本市では、市民文化に関する施設は比較的充実しているものの、資源を十二分に使いきっていません。まず、今ある資源を使いこなすための工夫と使いやすさの向上を図り、施設や事業全体について、市民が参画できる仕組みが必要です。

- **文化振興施策の進行管理と評価を**

絶え間ない文化の循環を活性化させることをめざし、文化振興施策の市民による進行管理、評価・検証を行う必要があります。これには、公正を確保するための第三者による文化振興施策を評価する仕組みを検討する必要があります。

Ⅲ. 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

この計画は、市全体のまちづくりの目標へ向かって行われている様々な取り組みを、文化の視点から再構成するもので、「どのようなまちをめざして文化を振興するのか」をすべての市民で共有するためのものです。

よって、この計画は、市の総合計画におけるまちづくりの理念、目標、都市像を文化の視点からあらわす「文化によるまちづくりの目標」となります。

本市には、自然環境や歴史、伝統、人情といった資源が豊富で、公的文化施設も充実し、それを背景とした文化活動やそれを担う人材などの基盤も充実しつつある一方、これまでは資源や基盤を総合的に活用する視点や指針が明確ではありませんでした。

そこで、文化を軸に、これら本市ならではの資源や基盤を総合的、かつ積極的に活用することにより、本市をより豊かなまちにしていくことができると考えられます。

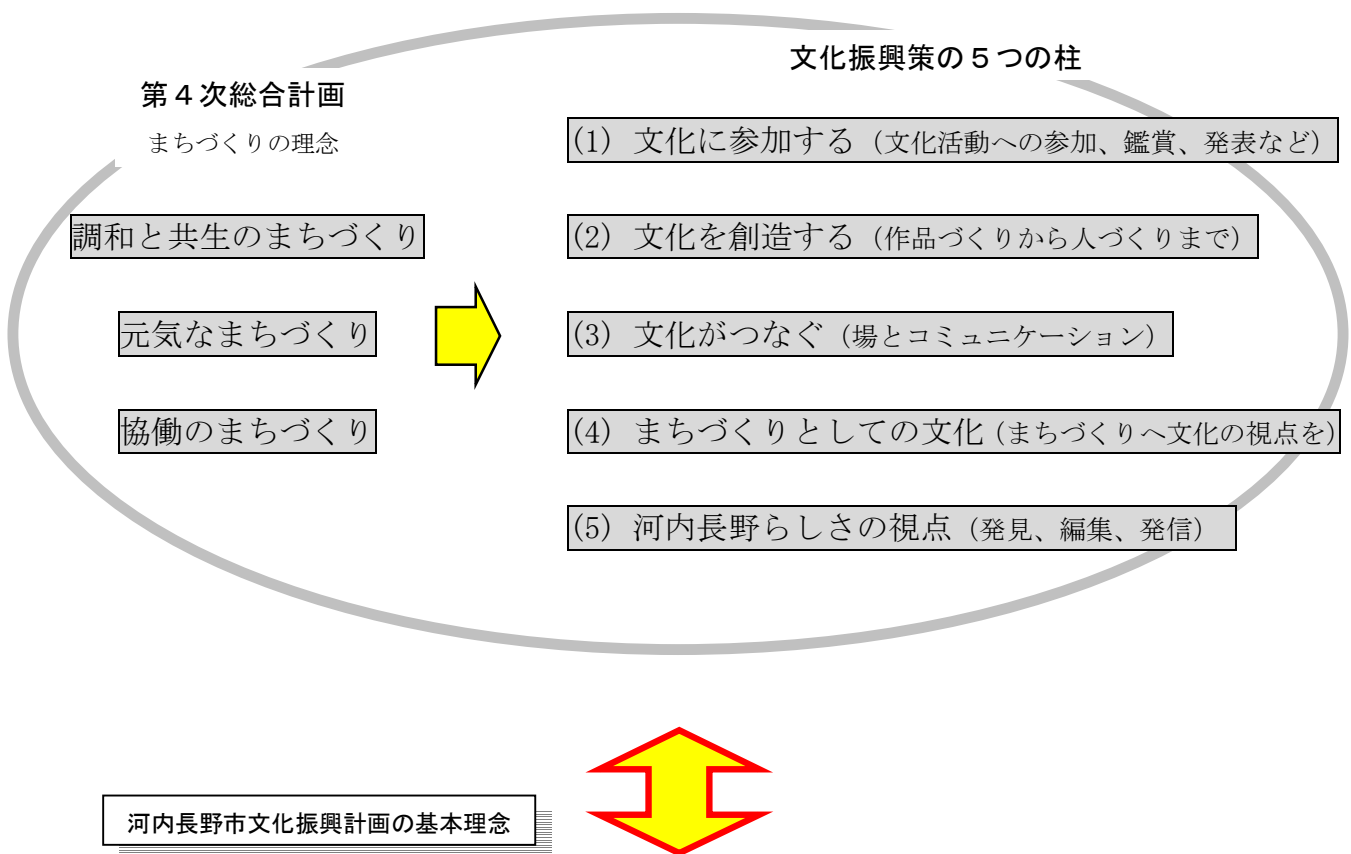
これに伴い、「河内長野らしさ」という付加価値を新しく発見することもできますし、その新たな「河内長野らしさ」をより増幅して、「河内長野の魅力」として発信していく可能性も拓かれます。

また、この計画を実現していくことを通して、市民ひとり一人の多様で多彩な生き方を可能にし、それぞれの能力が発揮できるとともに、文化芸術により豊かな感受性や共感力、想像力を養うことができます。このように、文化のまちづくりは同時に人づくりであるといえます。

私たちは、文化振興に取り組むことにより、市民みんなが誇りに思い愛着を感じるまち河内長野をめざします。まちを誇りに思い、愛着を感じる市民が主体的・積極的に活動することで本市を活性化させ、都市の魅力を増幅し、発信するという好循環を生み出します。

このことをふまえ、市の文化資源、歴史、これまでの取り組み、文化振興の課題などを勘案し、さらに、これからのまちづくりの方向を河内長野市第4次総合計画に依拠しつつ、河内長野市文化振興計画策定委員会での議論やアンケート等市民の声に基づき、本計画の基本理念と文化振興策の5つの柱を次のように定めます。

河内長野市文化振興計画の基本理念



河内長野市文化振興計画の基本理念

わたしたちが創る〈文化のビオトープ〉*

協働でつくる 誇れる河内長野

*) : 文化のビオトープとは、文化を創造し、守り育てる地域やグループがあちこちに生まれ、それらが時にはつながり、時には成果を発信（発表）し、時には批評し合い、時には学び合う関係の中で高め合う。また、それぞれのグループ（文化のビオトープ）は、学習・練習、表現・発表、批評・蓄積というサイクルをたどりながら、一段一段ステップを上がっていく。このような、サイクルで進化しながら新たなものを生み出す基盤としての地域やグループのことを、生態学でいう“ビオトープ”にたまたまのもの。文化のビオトープが沢山でき、広がることによって、地域全体の文化度が高まることが期待される。

ここで、この文化振興計画が実現したい目標（状態）を挙げます。

- ・ 市民ひとり一人が、個人として尊重され、心豊かに生きることを保障されている。市民どうし、お互いの人間としての尊厳を尊重し合う姿勢を身につけている。

- ・ 市民ひとり一人が異なった文化をまとった人格であることを認め合い、共生の作法をお互いが理解し、身につけている。
- ・ 音楽、演劇、ダンス、美術、文芸など市民の文化活動が活発に行われ、その“評判”が日常の話題になっている。見巧者（みごうしゃ）・聞巧者（ききこうしゃ）による前向きな批評がなされている。
- ・ 誰もが、自分の必要とする文化芸術に、鑑賞、表現、創造、発表、批評、顕彰などさまざまな形で、バリアーなく自由に参加できる。
- ・ 市民相互のコミュニケーションが活発に行われ、常に新しい活動が生まれている。世代間、地域間、分野間のコミュニケーションも活発で、知識や知恵、ノウハウの伝承や伝播が自然に行われている。
- ・ 市民が地域づくり・まちづくり活動に参加し、自由に自分の意見を述べ、対等な立場で討議し合い、集合的意思決定ができる仕組みがあり、そこに参加する多数の市民がいる。
- ・ 快適で美しい豊かな街なみとなるよう、市民や事業者、行政が協働して取り組み、新旧調和した風景を形づくっている。
- ・ 豊かな自然環境を守り育てようとする市民の合意があり、自然環境保全・活用に自ら汗をかく市民が多くいる。
- ・ 誰もが、いつでも学べる環境、学習の成果をまちづくりに活かせる環境が整っている。学習や成果の発表にあたっては、言葉や身体的、心理的障壁をなくす努力が行われている。
- ・ 性別、世代、身体的・精神的特徴などの違いを互いに認め合っている。こうした多様性が文化創造の土壌となっている。
- ・ 昔から住んでいる人、新たに住み始めた人、一時的に住む人など、みんな同じ河内長野市民として認め合い、交流・連携して、共にまちづくりを進めている。
- ・ 有形無形を問わず地域固有のものを尊重し合い、地域自治の意識も高まっている。
- ・ 河内長野に伝承されてきた芸能、習俗、生活慣習、伝統行事、あるいは建物、街なみ、自然環境などが十分尊重されて、守り伝えられる環境が整っている。さらに、それらのストックを活かし、未来へ向けて再生する条件も備わっている。
- ・ 河内長野地域の舞台で演じることを好むアーティストが増え、地域の文化団体に刺戟を与えている。文化を介した市民どうし、市民とアーティストの交流も生まれている。
- ・ 河内長野地域の文化的創造性への評価が高まり、文化的産業の立地が促進されている。中心市街地では、多くの人々がやってきて、まちのたたずまいを楽しんだり、センスあふれるウィンドウを楽しんだりして、いつもにぎわっている。
- ・ 河内長野のブランド性を高めるものが常に創られ、市民が共有し、まちの誇

りと感じている。

- ・多くの市民が、河内長野を“自分のまち”として意識し始めている。

2. 基本的な視点

本計画策定にあたっての基本的な視点は次のとおりです。

(1) 権利としての文化

我が国も批准している国際人権規約には教育を受ける権利、文化的に生きる権利が定められています。また、日本国憲法では、文化に関する権利について、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(第25条第1項)とあり、文化を享受できる生活が人間の生存には不可欠であるという認識が込められています。さらに、第13条には、「すべて国民は、個人として尊重され」、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、最大限に尊重されるべき旨が規定されていることを併せて、すべての人は、単に生存するだけでなく、自由で、健康で、文化的な生活を営む権利を有しており、幸福を実現する権利が保障されているといえます。

権利としての文化(文化権)には、このように人間の精神的活動の自由(思想および表現の自由など)を保障するという自由権的文化権と、文化的な生活(生存)が可能になるよう社会が支えていくという社会権的文化権とがあります。

これらの文化権の内容は、「表現し創造する権利、コミュニケーションし交流する権利、学習する権利」²であり、これらが螺旋状に循環し高まっていくことができる環境を社会が整えることを意味し、公的な文化芸術支援の根拠となります。さらに文化権には、精神的自由の維持や文化の享受が困難な状況に対し、これを社会が支えるということが含まれています。

また、精神的自由は最大限尊重されなければならないことから、行政が文化に関して市民を誘導・指導・規制することはあってはなりません。これがアームズ・レングスの原則(P. 19参照)の根拠となります。

文化権には、知る権利、適切な教育を受ける権利、美しいまちをつくる権利、まちづくりに参加する権利など市民の基本的権利も含まれています。

(2) 文化のサイクル

文化活動には、ストック＝蓄積活動(鑑賞、学習・練習、研究など)、パフォーマンス

² 中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』(勁草書房,2001),P.29より。

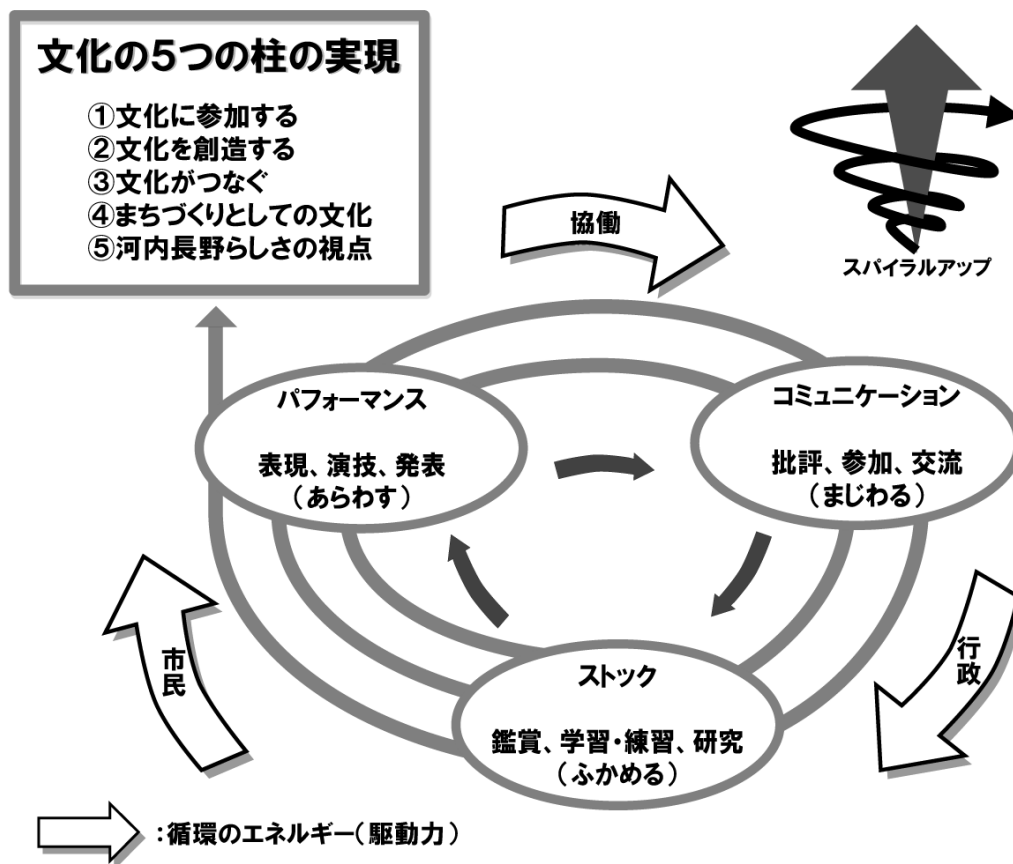
ンス＝表現活動（表現、演技、発表など）、コミュニケーション＝交流活動（批評、参加、交流など）の3つのステージがあり、次々にステージを変えながら、質的にも量的にも高まっていくといわれます³。この考えに基づく、それぞれのステージに対応した文化振興策が考えられます。

たとえば、市民文化においては、学習・練習段階にある多くのグループに対する方策としては、練習やその成果を表現・発表する機会や場を提供することによって次のステージに誘うことが考えられます。そして、表現・発表段階にあるグループに対しては、相互に交流し合い、評価（批評）し合う場を提供することが考えられます。

また、都市文化にあてはめると、たとえば歴史的街なみについては、その歴史を学んだり景観の美しさを発見したりすることによって（ストック・学習/研究）、建物の修景や活用を図る（パフォーマンス・発信）ことによりまちの魅力を高め、市内外から多くの人々がやってきてまちの魅力に触れる（コミュニケーション・参加/交流）というサイクルを描きます。

このように計画の推進にあたっては、市民も行政も常に一段高い次のステージへ飛躍する仕掛けが重要です。

「文化のサイクル」のイメージ⁴



³ 中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』(勁草書房,2001),P.29～31 より。

⁴ 中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』(勁草書房,2001),P.29～31 の図表を加工

(3) 協働の必要性

文化振興計画は、市民、文化団体・アーティスト、NPO、企業・事業者、行政等が、互いにできることや資源を出し合って、本市の「文化によるまちづくりの目標」に向かって、それぞれの役割を担いながら進んでいこうという約束事です。市民文化の主体は市民なので、市民“主体”で推進されるべきものと考えます。

今、地域社会では、「新しい公共」の考え方(P.2参照)にもとづいて、地域の多様な主体が役割分担のもと自発的に連携・協力して、公共領域に対する責任を担っていくという「協働」の仕組みを取り入れるようになってきました。こうした流れの中で、まちづくりには、計画づくりから実施、評価に至るまでのすべての段階で市民との協働が求められています。

協働とは、共通の目標に向かって、多様な主体が対等の関係でそれぞれが持っている力を活かすことによって、より大きな成果を生み出すための仕組みです。よって、文化のまちづくりにおいても、市民団体や芸術団体と行政の新たな協働関係をつくる必要があります。協働にあたっては、両者が対等なパートナーシップ関係にあることが不可欠で、市民の理解を得るには、協働事業を行う際の透明性を確保することが重要です。

文化振興事業も、こうした「新しい公共」の一翼を担うことになります。

協働を進めていくときに留意しなければならないのは、協働事業に関わる者が共に変わっていくことであるといわれています。協働は、仕事の仕方や価値観の異なる相手と共同して事業を行うことであるため、そうした新しい関係の中で自分自身の考え方や組織体制を変えていかなければならないことがあります。

行政にとっては、協働は、市民に向き合い、市民の目線を行政の仕事の進め方や組織のあり方に反映させていく機会となります。これは、行政の文化化に他なりません。

(4) 行政の文化化

行政の文化化とは、単にシンボルマークを取り入れたり、窓口対応を丁寧にしたたり、また芸術作品を公共施設に飾るということだけではありません。行政の文化化の本質は、仕事の進め方や行政組織を市民の目線で点検し、市民サービスのより向上につながるように変えていくということです。たとえば行政職員も一市民として、市民文化活動に参加することで、文化の理念が行政内部に浸透していきます。このことは最終的には、相手の立場を考えるという人権意識にまでつながってきます。

具体的には、市民の声を汲み上げる仕組み、政策形成への市民参画の仕組み、協働の仕組みをつくるということです。

(5) アームズ・レングスの原則

文化芸術活動は、人々に感動を与え、まちの活性化と住みたいまちをつくっていく力を産み出します。このような活動は公共性が認められるので、公共的支援の対象となります。

英国では、国から独立した機関である芸術評議会を通じて国の文化予算を分配することによって、中央政府と文化芸術団体の間に一定の距離（アームズ・レングス）を保ち、政治的な影響を遠ざける努力をしています。これをアームズ・レングスの原則と言います。

このしくみは、権力のある側が政治的な意図をもって文化芸術活動をコントロール（奨励、排除、検閲など）してきた歴史をふまえて成立したものです。このしくみによって、文化活動を行う者がのびやかに自由な発想をもって創造に励むことができ、その結果多様で質の高い芸術創造を行うことができるかとされています。それはまた、文化芸術活動を行う市民やアーティストに責任と自覚が芽生えることにつながります。

本市にこの原則を適用すると、文化芸術活動への助成を行うにあたっては、表現内容や団体の組織力を判断材料にするのではなく、観客にどのような感動を与えるのか、会計処理が適切かなどを基準にするとともに、行政から独立した第三者機関（メンバーは文化や芸術に係わるさまざまな関係者や市民）がその評価を行うのが望ましいと考えられます。なお、市民への説明責任を果たすには、この機関の情報を公開し、市民からの評価を受けることが必要となります。

(6) 言葉および文字・活字文化

言葉と文字を使いこなすことは、人間の生活や活動の基盤であり、社会的関係をつなぎ、学習、表現、コミュニケーションを可能とする最も重要な機能で、人が社会に対して能動的に働きかける際にも最も大きな力となります。こうした意味で、言葉および文字の活用は文化の基盤であり、人間の自由と平等を支える基本的権利です。

しかし、さまざまな経緯や状況により言葉や文字を十分に使えない人もいます。また、異なった言語文化を持つ多くの人びととの共存・共生も日常的な出来事となっています。従って、自由に言葉を使うことができるよう日本語やそれぞれの母国語の学習・教育の機会が提供されなければなりません。また、音声、記号、文字、身振りなど、総合的なコミュニケーション・ツールを開発・供用し、加齢などにより失われた機能を補う方策が社会に定着するよう、公共施策として取り組む必要があります。

活字は、文化の蓄積、情報受発信、表現などの手段として最も使いやすいもので、IT時代においてもその役割が小さくなることはありません。また、図書は活字を用いて人間文化を集約したもので、知識や知恵を継承し、感性豊かな人間性を育みますし、豊かな知恵と感性の下にある社会では健全な民主主義が育ちます。

言葉、文字・活字は、人間の諸権利の基礎であることから、それを使いこなすにあ

たって最大限の自由が保障されなければなりません。

(7) 河内長野らしさ

文化における河内長野らしさには、自然の豊かさや歴史的資産の厚さ、市民の文化活動の活発さなどが挙げられます。また、これらから新しく河内長野らしい魅力を創ることも含まれます。もちろん、新しいものも歴史的な蓄積の上に生まれるものです。

このような河内長野らしさを掘り下げて、全国レベルのものは、それを発信していくことが重要となります。しかし、“らしさ”は、地域と離れてはその価値が減じてしまいます。特に自然や歴史的資産、伝統文化など地域固有のものはそうです。

そこで、それらを地域で育み継承していくため、人びとが安らぎ、憩い、居心地のよさを感じたり、元気や活力をもらったりできる場所や施設、行事を通じ、“らしさ”を誰もが感じられるものにし、全市民でそれを共有していく必要があります。

また、この計画を策定し、ひとり一人の「権利」と「文化」の関係を浮かび上げ、市民主体によって進行管理・評価する開かれた第三者機関の導入をめざす市民の文化に対する意識の高さは、“もう一つの河内長野らしさ”となります。

3. 計画の担い手と役割

(1) 計画の担い手

計画における役割分担は、行政が決めて市民に割り当てるものではありません。また、すべての責任が行政にあるわけでもありません。文化振興計画の目標は、多様な個人・団体が、それぞれの特色を発揮して活動し、役割を果たしながら、お互いを認め合い、相互に連携・協力することにより達成されます。

その意味で、計画および実行の担い手は、河内長野とつながる人全部と考えるのが適切で、具体的には市民、文化団体・アーティスト、企業・事業者、行政となります。なお、計画における役割分担に応じて、行政が主に担うべき領域も多くあります。

(2) 担い手の役割

計画及び実行の担い手がそれぞれの役割を果たしながら、お互いを認め合い、相互に連携していけるよう、文化振興の担い手に次の役割を期待します。

文化団体・アーティストなどの文化創造活動を行う者は、様々な創造活動を通じて、市民に文化芸術を提供し、また、参加型の創造活動を提案し活動への参加を呼びかけ、文化芸術の裾野を広げます。さらに、新たなアーティストを発掘します。

市民、企業・事業者は、文化創造活動に対し鑑賞者として参加するほか、創造活動に参加したりプロデューサーあるいは裏方として創造活動を支えたりします。また、人材や資金を提供し、文化活動を支える役割を担います。さらに、文化活動の“評判”を語り合うなどを通して、河内長野の文化を評価します。

行政は、文化活動のための場所、資金、人材などの環境を整備するなど、市民が文化活動に主体的に参加するための基盤づくりを担います。生涯学習の場で、文化芸術あるいは河内長野の歴史や伝統と接する機会を提供し、市民の文化意識醸成へのきっかけ作りを行います。また、美しい都市景観の形成や緑の保全、文化遺産の保全など、都市文化領域の振興を担います。

(3) 協働のかたち

本市の文化振興策を、市民文化と都市文化の視点から整理し、担い手の役割を考えると、市民文化は原則として市民責任領域、都市文化は行政責任領域と考えることができ、いずれの領域にも、市民と行政が協働して取り組むべきものがあります。協働関係にはさまざまな形態があります。

市民文化の主役はもちろん市民です。長期的な視点に立つと、市民が主体的に文化活動や文化に軸足を置いたまちづくり活動を進めていくことが、地域の活力と魅力を高め、いつまでも住み続けたい河内長野市を作ります。これは、市民文化活動が「公共的」である理由の一つです。

このような市民文化活動は、市民の自由で自発的な行動であり、それに必要な資源は、市民自らが用意すべきものですが、まだ萌芽期にある市民文化活動を支えるためには、公的な支援が必要な場合もあります。

市民文化の内容は実に多様です。気軽に、自分たちの力だけで活動できるものから、オペラのようにたくさんの人が一緒になって制作していく大規模な文化活動であるため、外部の支援を求めない限りできないものまであります。こうした場合には、最も大切なのは、市民が市民を支援することです。文化活動が市民に開かれており、市民に感動を与えるものであれば、市民から多様な支持を得ることも可能であり、活動への参加者も増えていきます。また、こうした市民の支持があれば、行政による公的な支援も容易になります。ただし、市民が市民文化活動を支援するときには、その人なりの評価と選択が行われます。自己満足に閉じこもっている作品やパフォーマンスは支持を失っていきます。

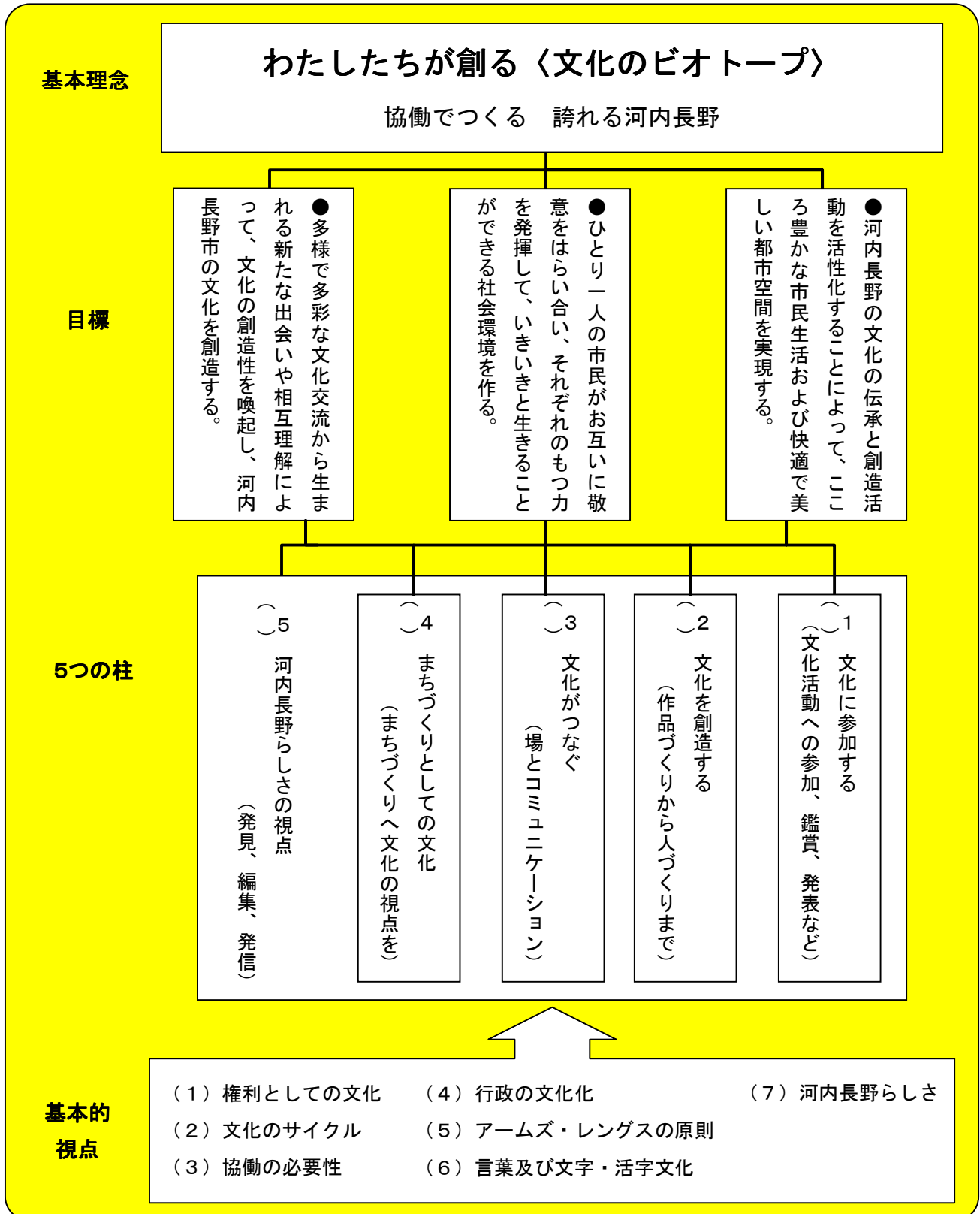
市民と行政が、それぞれの役割にもとづいて文化活動を進めていくにあたって、両者の関係は対等でなければなりません。そのためには、対等性・自主性の尊重、自立志向、互の立場の理解、目的の共有、公開性などの原則を貫くことが重要となります。

都市文化は、都市のまちづくり戦略であり、地域開発方策であるため、主体は行政であり、行政責任として推進しなければなりません。たとえば、都市景観保全、大局的な緑の保全、文化遺産・文化財の保全、都市アメニティや都市イメージの向上とい

った分野です。ただ、責任主体は行政であるとはいえ、たとえば、どのような街なみが望ましいか、誰がそれを実施するかなどは市民とともに方向付けをしていかなければなりません。また、文化遺産の保全や緑化の推進などは、NPOなどが担うことで市民に身近なものとなります。

4. 計画の体系

計画の基本理念と、計画策定にあたっての目標、文化振興策を実現するための5つの柱、基本的視点を次のように整理します(文化財保護条例とその体系図についてはⅦ章に収載)。



IV. 文化振興策の方向と具体策

本計画における、文化振興策の方向と具体策は、基本理念(P. 14参照)と計画の体系(P. 23参照)にあげた、次の5つの柱で整理します。(1)から(3)は市民文化、(4)は都市文化の領域です。(5)の「河内長野らしさ」は、すべての文化振興施策を貫く柱です。

文化のサイクルとの関係では、「文化活動に参加する」はストック（鑑賞、学習等）とパフォーマンス（表現、発表等）に係り、「文化を創造する」は主にパフォーマンス（表現、発表等）に係り、「文化がつなぐ」は主にコミュニケーション（批評、交流、参加等）に係ります。市民文化活動は、鑑賞と表現が一体となっていることが多いので、この区分としました。

■河内長野市の文化振興策の5つの柱

- (1) 文化に参加する（文化活動への参加、鑑賞、発表など）
- (2) 文化を創造する（作品づくりから人づくりまで）
- (3) 文化がつなぐ（場とコミュニケーション）
- (4) まちづくりとしての文化（まちづくりへ文化の視点を）
- (5) 河内長野らしさの視点（発見、編集、発信）

それぞれの施策の主な担い手として次の3パターンが考えられます。

■文化振興施策の主体（役割分担）

- 市民：市民が中心に進めるもの（企業・事業者等含む）
 - 協働：市民と行政の協働で進めるもの
 - 行政：行政が中心に進めるもの（市民参加を原則とする）
- その比重 ◎：主たる分担者 ○：分担する

また、実施時期については、次の3区分とします。

■文化振興施策の実施時期

- 短期：すぐに実施すべきもの、おおむね2年以内に実施すべきもの
- 中期：おおむね3年～5年の間に実施すべきもの
- 長期：おおむね5年～10年の間に実施すべきもの

わたしたちが創る〈文化のビオトープ〉

(1) 文化に参加する（文化活動への参加、鑑賞、発表など）

市民は、さまざまな形で文化に接しています。文化は、生活の中で、私たちの心を躍動させたり、深く物事を考えさせたりします。また、固定観念を打ち破るきっかけとなったり、自分自身を映す鏡ともなります。文化との接点を拡大することが、文化振興の第一歩です。文化との関わりを広げ、深め、参加していくことができる環境、鑑賞から積極的な表現までを支える仕組みを整えます。

■文化施設を活用する

	市民	協働	行政	時期
既存公共施設の文化的活用を		◎		短期
公共文化施設の柔軟な使い方の開発を		◎		中期
多様な年齢層とかかわりあえる施設運営を	○	○	○	短期
文化施設のネットワークを		◎		短期
資料館等の展示施設の活性化を		○	◎	中期

○既存公共施設の文化的活用を

有効に使われていない公共施設や学校の余裕教室などを、市民の文化的活動に活用します。ここでいう文化的活動には、まちづくり、福祉、環境保全などの活動も含まれます。

施設の事業企画・運営は、地域団体、市民活動団体あるいはNPOなどの積極的な参画を検討します。

○公共文化施設の柔軟な使い方の開発を

新たに文化芸術に触れようとする人が増えるよう、ラブリーホールなどに柔軟な利用形態を導入し、ジャンルを超えた多様な活用法の開発に努めます。これにより、これまでの利用形態にとらわれない新たな使い方が生じ、文化芸術の形を変えていくことが期待できます。

○多様な年齢層とかかわりあえる施設運営を

特に若年層が行きやすい、行ってみたいと思う、また若年層が地域の多様な年齢層と関わりあえる施設運営をめざします。運営にあたっては、市民活動団体やNPOなどの積極的な参画を検討します。

○文化施設のネットワークを

既存の文化施設だけでなく、学校の余裕教室、地域の集会施設、商店街の空き店舗、企業・事業者の提供する空間など文化活動に活用できる施設を発掘し、どこにどのような施設があるのか、どうしたら使えるのかを周知し、文化活動の拠点とします。

また、施設どうしの情報交換を密にし、共同企画などを行うことにより、文化的イベントが身近なところで開催されるようにします。

○資料館等の展示施設の活性化を

市民参加による資料館等の展示企画をさらに進めます。

資料館等の展示施設が「ぐるっとまちじゅう博物館」をはじめとするエコミュージアムの拠点施設となるよう努めます。

■文化に出会う機会をつくる

	市民	協働	行政	時期
現代的な芸術の受容、芸術による河内長野文化の再発見	◎			長期
公共空間をアートな空間に	◎	○	○	長期
子どもたちに文化との出会いを	○	○	○	短期
文化の出前（アウトリーチ）を		◎		短期
本に出会う機会を増やす	○		◎	中期

○現代的な芸術の受容、芸術による河内長野文化の再発見

芸術の範囲は、たとえば音楽、演劇、美術、文学などだけではありません。芸術は既成の枠を常にはみ出していくものなので、これまでにない表現なども現代的な芸術として受けとめることが大切です。

意欲あるアーティストやキュレーター⁵（学芸員）、研究者などをプロデューサーとして美術展やインスタレーション⁶を行うなど、アートな空間を市内に生み出して、市内外から芸術に触れたい人びとを集める工夫をします。

多様な芸術に触れることによって、河内長野に大きな刺戟がもたらされます。また、現代的な芸術と歴史的・伝統的な文化を対比させると、それぞれのよさが見えてきます。

○公共空間をアートな空間に

市の施設だけでなく、市内の公共空間にパブリックアートを置く、ダンスや演

⁵ キュレーター:美術館や博物館に所属している学芸員のことを言い、展示の企画や実施を担当する専門職です。近年は、プロデューサーとしての役割を担うことも多くなってきています。

⁶ インスタレーション:絵画や彫刻、映像などを、それが置かれる空間と一体的に展示する芸術の表現手法。鑑賞者は作品だけでなく、空間、環境を全身で体験することができます。時には、作品を設置するプロセス自体をアートとして、参加型の芸術体験も試みられています。

劇などのパフォーマンスをする、コンサート、大道芸を演じるなどアートの創造は、日常の生活の中で突然アートと出会う機会を仕掛け、街をアートな空間とします。

公共空間をアートに活用できる仕組みをつくります。

○子どもたちに文化との出会いを

幼い子どもたちや小・中学生が、さまざまな伝統・芸術文化に出会う仕掛けをつくります。舞台や演奏、作品の鑑賞だけでなく、ワークショップなどを通して一緒に作品をつくったり、演じたりしながら、伝統・芸術文化の楽しさを体験できるようにします。

○文化の出前（アウトリーチ⁷）を

誰もが気軽に文化芸術に接することができるように、文化団体やアーティストは地域や学校に出かけ現地でパフォーマンスを行うなど、“文化の出前”を行う必要があります。NPOなどのコーディネートのもと、文化の出前をマネジメントする仕組みを作ります。

○本に出会う機会を増やす

本によって、誰もが手軽に情報を得たり、本を通して学んだり、考えたり、感性を養うことができます。また、本から得られる情報は、個人の成長に役立つだけでなく、仕事上の問題を解決したり、新しいビジネスを起こしたりする手助けとなります。そこで、さまざまな文化的施設に蔵書機能を設けるなど、市民が身近に本に出会う機会を増やします。

（２）文化を創造する（作品づくりから人づくりまで）

文化は、常に新しいものを生み出していきます。たとえ古典劇を上演しても、現代という時代に、その劇の持っているエネルギーで切り込んでいきます。また、パブリックアートである彫刻を置くことで、街角の風景を一変させることがあります。

市民文化活動においても、日々の研鑽により、ある時突然の飛躍を招くことがあります。また、柔軟な精神を持ち、多様な表現を認め合うことが、文化の創造につながります。こうした文化創造の環境を整え、市民の力を引き出す手だてを講じます。

■文化イベントの再編成

	市民	協働	行政	時期
文化イベントの再構築を		◎		中期
小さな文化イベントをあちこちに	◎			中期

⁷ アウトリーチ：文化芸術を必要とするが劇場や博物館、美術館等に出かけられない人のために、地域や学校などにアーティストが出かけ、現地で文化芸術を演じたりすること。文化芸術の出前と言える。市民の文化権を保障するためばかりではなく、子どもたちが文化芸術に親しむ機会を提供するための方策としても重要です。

誇れる文化イベントを全国に		◎		短期
---------------	--	---	--	----

○文化イベントの再構築を

文化事業の全過程に関わることによって、アクティブな市民が増えるよう、既存の文化事業の内容を見直し、参加型で実施します。

○小さな文化イベントをあちこちに

近隣の集会施設、店先、街角などで、小さな文化イベントを仕掛けよう。文化団体・アーティストは、積極的に市民の中に入って行こう。小さな文化イベントを日常的に開催しよう。

○誇れる文化イベントを全国に

ラプリーホールで行われている「マイタウンオペラ」や「かわちながの世界民族音楽祭」などは、水準も高く全国に誇れるものです。これらを振興し、河内長野から全国に発信します。

■創造の場所をつくる

	市民	協働	行政	時期
アーティストのための創造の場づくり	◎	○		中期
文化活動の練習の場づくり	○		○	中期

○アーティストのための創造の場づくり

古い民家や屋敷、空き店舗などを改装し、アーティストのための創造の場とします。

○文化活動の練習の場づくり

文化団体やアーティストに、普段の練習の場を確保するため、企業等の空いている倉庫などを活用して、練習の場を作ります。

■人をつくる

	市民	協働	行政	時期
誇れる河内長野を学ぶ機会の提供を		○	◎	短期
文化コーディネーター(アート・マネージャー)の育成を		◎		中期
文化振興に貢献した人の顕彰を		○	◎	中期

○誇れる河内長野を学ぶ機会の提供を

まちの歴史や現在のまちの姿をもっと学ぶことが大切です。自分の身の回りの地域について学ぶことにより、地域への愛着はおのずと生まれます。河内長野を素材とした芸術作品も地域の誇りです。これらを学べる機会を提供します。

○文化コーディネーター（アート・マネージャー）⁸の育成を

文化イベントを仕掛けたり、さまざまなジャンルを横につないだりすること、あるいは若いアーティストに発表の機会を提供することなど、文化に関するコーディネーター（アート・マネージャー）が必要です。また、舞台や展覧会等の裏方を担えるスキルを持ったパートナーも重要です。こうした人材を育てる講座を開催し、実際に活躍できる機会を提供します。

○文化振興に貢献した人の顕彰を

既存の表彰制度だけでなく、河内長野の文化振興に貢献した人や団体を顕彰します。なおこの顕彰は、市民、文化団体・アーティストなどの目標や活動支援となるように努めます。

（3）文化がつなぐ（場とコミュニケーション）

まちが元気であるのは、人と人とがつながっていて、コミュニケーションが豊かであるからです。コミュニケーションによるつながりは、人びとの間や、地域社会に「信頼」の輪を広げていき、社会の安心を支える効果も生み出します。

また、様々な人が作品や上演・展示について語り合うことは創造への刺戟を与え、新たな作品や舞台への期待につながります。

こうした、文化芸術について語り、議論できる場を用意すること、さまざまなコミュニケーションの道具を使いやすく用意すること、自由に集まれサークルを作ることによって生まれるコミュニケーションこそ“文化のビオトープ”です。

そこで、様々な人が語り合える「場」をつくり、コミュニケーションを豊かにする環境を作ります。

■文化のサロン（場）をつくる

	市民	協働	行政	時期
交流・コミュニケーションの場づくり	◎			短期
女性が活動しやすい環境づくり		◎		短期
学生のためのインターンシップ制度の確立を		◎		長期

○交流・コミュニケーションの場づくり

多くの市民が集まり、交流し、意見交換できる「サロンの場」をつくろう。ここでは、常に新しい人とのコミュニケーションが生まれます。

⁸ 文化コーディネーター（アート・マネージャー）：文化・芸術と社会の橋渡しをする専門家。活動領域には、芸術家や芸術団体の経営、舞台や展覧会のプロデュース、芸術のアウトリーチや市民参加型のイベントの企画・実施など、多岐に及んでいます。文化・芸術全般および組織運営や会計などの経営に関するプロフェッショナルな能力、さらに幅広い人脈が求められます。

文化や芸術について評判を語り合ったり批評し合うのもこうした場です。まちづくりについて議論を闘わせるのもこの場です。集まることがおもしろく、楽しい場を市民でつくろう。

○女性が活動しやすい環境づくり

文化活動や社会活動に女性が参加しやすい保育や介護などの環境を整備します。また、家庭内でも男女共同参画について理解し合うよう、啓発します。

○学生のためのインターンシップ制度の確立を

アートを志す学生は、新鮮な発想と行動力で、作品や、パフォーマンス、イベントを生み出します。こうした学生が地域での創作や文化活動をサポートできるよう、大学の単位となるような仕組みを大学と共同して進めます。

■さまざまなコミュニケーション・ツールの開発と提供

	市民	協働	行政	時期
市民の文化団体とプロの芸術団体の連携を図る	◎			短期
文化情報発信機能を高める		○	◎	中期

○市民の文化団体とプロの芸術団体の連携を図る

市民の文化団体とプロの芸術団体が連携することによって、プロフェッショナルな芸術が活発に展開されるようにします。このことによって、プロから市民にスキルの伝達も可能となります。

○文化情報発信機能を高める

本市の玄関となる場所に「文化情報コーナー」を設置し、河内長野に関する出版物はじめ、様々な文化関連情報を集約し、利用しやすいように一元的に整理・編集して発信します。なお、運営は市民活動団体やNPOなどが担うことが望まれます。

また、インターネットなどITを活用したコミュニケーション・ツールを開発し、文化情報の受発信や、市民どうしの交流に活用します。

■「評判」を語り合おう

	市民	協働	行政	時期
文化芸術についての「評判」を語り合おう	◎			短期

○文化芸術についての「評判」を語り合おう

市民ができる文化芸術への評価は、その展示やパフォーマンスについて、自分が思うところを友人たちと語り合うことから始まります。作品や演奏の出来、研鑽の努力、感性の新しさ、そして自分がどう感じたか、などを互いに語り合

うことによって、評判が自ずと形成されます。

こうした評判を聞いた人は、直接文化芸術に触れようと思うものです。文化団体やアーティストは、その評判を受けて自己評価ができます。評判という「公論」による評価が、市民や文化団体やアーティストの技を高めます。

このような文化芸術に関する評判を語り合う場面をつくります。

■さまざまな分野の文化団体の連携によるイベント開催

	市民	協働	行政	時期
文化団体の連携によるイベント開催	◎			中期

○文化団体の連携によるイベント開催

複数の団体や、ジャンルを超えた団体が協力・連携してイベントを開催すると、そこに新しい出会いや、場合によっては衝突が起こり、活気のある関係が生まれます。連携した団体にとっても、新しい発見が数多くあります。

連携による文化活動は、文化コーディネーターや文化に係わるNPOなどが仕掛けたりプロデュースしたりします。

(4) まちづくりとしての文化（まちづくりに文化の視点を）

地域の文化活動は、地域のまちづくり活動に他なりません。文化活動への参加は、地域社会への参加につながっていく、自発的、自主的な行いであって、このような文化活動があちこちで展開されていることは、まちの元気をつくります。

まちは、市民の生活の歴史の積み重ねです。都市景観も、まちを共に育ててきた成果が花咲き、結実したものです。こうした先人たちの暮らしの蓄積が、味わいのある都市景観をつくっています。その都市景観をどう保全・継承していくのかが、市民に問われています。

まちは、さまざまな考え方を持った市民で構成されているため、まちづくりの方向を共有するためにも、今後も残したい都市空間、将来創りたい都市のイメージなどについて、全市民的な議論を巻き起こす必要があります。

このような、全市民的議論をするためには、市民と行政の協働が不可欠であり、行政のまちづくりにも文化の視点を盛り込む必要があります。

■地域資源を発見する、楽しむ、活かす

	市民	協働	行政	時期
文化財を活かす		○	◎	短期

伝承情報の蓄積と継承を		◎		中期
観光資源の発掘とアピールの強化を		◎		中期

○文化財を活かす

まちのよさの再発見とまちの歴史への理解を深めるため、文化財の公開をさらに進めます。

○伝承情報の蓄積と継承を

本市に住んでいる市民に、子ども時代の体験や伝承されてきた習慣や民俗芸能を聞き取った結果を研究・発信します。

○観光資源の発掘とアピールの強化を

季節や年中行事に応じた観光産業をさらに推進し、観光モデルコースやテーマを設定した郷土歴史ツアーなどを定例化します。また、伝統行事や伝統文化を継承するとともに、サイン計画の充実やメディアなどを活用して、広くPRします。

さらに、河内長野を題材とする作品を応援するなど、新たな観光資源を発掘します。

■行政の文化化（公共事業に文化の視点を）

	市民	協働	行政	時期
公共事業に文化の視点を		○	◎	短期
市民と行政の密なコミュニケーションを		◎		中期
行政職員への協働の仕組みの研修を		○	○	短期
大学との連携を			◎	中期

○公共事業に文化の視点を

文化は人びとの生活を豊かにし、元気を生む源です。市民ひとり一人の生活を彩るとともに、人びとのコミュニケーションを活性化させ、人と人とのつながりを強化します。また、文化はまちのアイデンティティ⁹を作ります。これらの観点からも、すべての公共事業に文化の視点を取り入れることが求められています。

そのための指針を、市民や文化団体・アーティスト、行政などが協働してつくる必要があります。

○市民と行政の密なコミュニケーションを

市民と行政の担当者は、常に顔を合わせて密なコミュニケーションを心がけ、文化、支援、協働、イベント、評価などのコンセプトの内容を共有することに

⁹ アイデンティティ:一般には、「その人」を「その人」たらしめ、一貫性を与えているもの、その人“らしさ”のことですが、ここでは、その考えを地域にあてはめ、その地域“らしさ”、その地域の特徴や独自性という意味で用いています。

より、協働の成果の確認をします。

○行政職員への協働の仕組みの研修を

協働は、市民団体・地域団体やNPOなどと行政との新しい関係です。協働の意義や必要性、実際の運用方法等について、全行政職員に浸透するよう研修を行います。

○大学との連携を

まちづくりや地域運営にあたって、市内や近隣の大学との連携を深め、知識や情報の交換、共同研究、学生と市民との交流などの連携・協働を強化します。

■都市景観の創造、街なみの再生・保全

	市民	協働	行政	時期
歴史的街なみ、建物を護り育てよう		◎		中期
美しく快適な景観を育てよう		◎		中期
河内長野の美しい山林景観を守ろう		◎		長期

○歴史的街なみ、建物を護り育てよう

市内にある歴史的街なみや建物に接すると、市民の心は安らぎます。また、そうした街なみを訪ねて遠くからも人がやってきます。高野街道はその代表的なもので、本市の財産です。調査した結果を基に、どのような対応が保全にふさわしいのか、担い手は誰がよいのかなどを検討します。

また、さまざまな文化財を再評価し、歴史的資源としての保存・活用に努めます。

○美しく快適な景観を育てよう

美しく快適な街なみは、そこに住み続けたいという意識を育くみ、また、訪れる人も心地良さを感じます。

この美しく快適な街なみを形成するため、都市景観とともに美しい街なみづくりを市民、企業・事業者、行政などが共に協力し合って進めよう。

○河内長野の美しい山林景観を守ろう

本市は、岩湧山を南に持ち、遠くは金剛、葛城の山地を望むことができます。この景観が河内長野の大きな財産であり、市民の心の拠り所です。

そのため、森林所有者の協力のもと、市民も山林保全のためのボランティア活動に参加するなど、積極的に美しい山林景観保全に関わり、緑の背景である山林を今後も守り育てていきます。

(5) 河内長野らしさの視点（発見、編集、発信）

自然や歴史、市民の文化活動など、河内長野らしさはたくさんあります。文化振興にあたっては、こうした河内長野らしさの尊重が重要だと考えます。

■河内長野らしさを活かす

	市民	協働	行政	時期
自然や歴史的資源の活用を		◎		中期
河内長野らしさの編集を		◎		短期
河内長野の魅力の発信を		◎		中期

○自然や歴史的資源の活用を

高野街道沿道の街なみや里山などの保全・修景とともに、人が歩きたくなるイベントの開催や、他の観光拠点とのネットワーク化を行うなど、回遊型の活用を検討します。

○河内長野らしさの編集を

河内長野“らしさ”については人それぞれの考えがありますが、緑の山なみに囲まれた空間、歴史的資産の豊かさ、人情の篤さ、風習、河内長野特有のことばづかいなどは、“らしさ”に入ると考えられます。こうした、河内長野らしさを収集・整理、蓄積することは重要です。

これらの中には次第に失われていくものもあるため、市民団体やNPO、専門家等と行政の協働により、古老の話を書き留めたり、風景を写したりしておくなど、継続して取り組んでいきます。

○河内長野の魅力の発信を

蓄積した河内長野の魅力に関する情報は、単に地元住民のものであるだけでなく、グローバルな価値を持っているものと考えられます。市民に情報提供を図るとともに、インターネット等を通じて、世界に河内長野の魅力を発信していきます。

また、小学校などで地域について学ぶ際には、蓄積された郷土に関する情報を、わかりやすく提供することも重要な役割です。さらに、市民に対しても、生涯学習の場などを通して、河内長野の魅力を伝えることによって、誇りと愛着を持って住み続けたいと思う市民が増えていきます。

NPO、商工・観光団体、教育関係者、郷土史研究者、行政などによる情報発信の仕組みをつくります。

V. 計画の進行管理と評価

1. 計画の進行管理

本計画は、市民と行政が、本市における文化振興の目標とそれを達成するためのプロセスを協働により定めたものです。したがって、この計画を推進する責任主体を明確にしておくことが重要です。こうした計画は通常行政が進行管理を行いますが、市民が主体となって進める文化活動の振興という事の性格上、行政が直接行うのではなく、第三者機関（公募市民、企業・事業者、文化団体・アーティスト、学識経験者等で構成）を設け、計画の推進、進捗状況のチェック、評価、アドバイスをを行います。

この第三者機関は、計画の進行管理を行うだけでなく、評価の基準としての指標の設定、さらに、本計画の見直しが必要かどうかを検討する役割も担います。

また、もうひとつの大きな役割として、文化活動の情報およびまちづくりに関する情報を一元的に集約・編集し、地域の誰もが活用できるようにします。これによって、文化活動はまちづくり活動へとつながり、まちづくり活動は常に文化の視点を持つことができます。また、文化活動を行っている個人およびグループをネットワーク化し、相互交流をサポートします。

このような役割を持つ第三者機関は、透明性と公正性が厳しく求められるため、オープンな運営を行い、事務局を行政から独立したところに置く必要があります。

さらに、本計画の実効性を高め、第三者機関の位置付けを明確にするため、将来的には文化振興条例の制定を検討します。

	市民	協働	行政	時期
計画の進行管理と評価を担う第三者機関の設置を検討します		◎		短期
計画の進行管理、評価の実施に関して要綱を定めます			◎	短期
文化振興条例の制定を検討します		○	◎	中期

2. 計画の評価

文化振興行政とは、行政の文化施策・事業のみをいうのではなく、市内等で繰り広げられる市民文化、都市文化活動が市民によって推進されることも含まれます。この立場から、「文化行政の評価」には次の2つの視点が重要です。

ひとつは本計画の実践過程で、計画内容自体の進捗を評価すること、もうひとつは、市内等で繰り広げられる市民文化活動、都市文化活動を評価することです。

前者については、第三者機関が、計画の進行管理を行うにあたって個々の施策について目標や評価基準（指標）を明らかにし、進捗および事業の成果をわかりやすく市民に示す必要があります。

なお、計画の進行評価結果は市民に公表し、改善策を提案します。また、必要に応じて計画自体の見直しを行います。

後者の文化活動の評価については、活動を“公共性”の視点から「評価」として、文化活動の成果（作品、パフォーマンス等の質）を「批評」という両面があります。「批評」に関しては、第三者機関が行うというより、市民が自由にそれらの活動の成果について語り合い意見交換することが重要です。第三者機関の役割は、自ら語り合う場や媒体となることです。こうした意見交換や批評を通して一定の「評判」が形成され、それが市民の文化度の水準となります。それはまた文化活動を行う者が自らの活動を自己評価し、活動の質を高める契機となります。

また、都市景観などの都市文化領域の評価は、市民と専門家（アーティスト、研究者）の協力により行う必要があります。たとえば、景観は単体の建築の善し悪しだけでなく、土地の歴史や生活の蓄積も読み取る必要があるからです。

	市民	協働	行政	時期
計画の進行を評価するシステムを構築する（目標、指標、評価手順の確立）		◎		短期
河内長野の文化芸術、まちづくりについて話し合う「場」をつくる	◎	○		短期
文化の評価への参加者をふやす		◎		中期

VI. おわりに

このたび、河内長野市文化振興計画策定委員会の委員の皆様や多くの市民のご協力により、ここに「河内長野市文化振興計画」を策定することができました。

もちろん計画の策定は到達点ではありません。私たちは今、さらなる文化の振興に向けて、新たなスタート地点に立つことができたと考えています。

これからは、この計画を見取り図として、市民の方々や文化団体・アーティストなど様々な文化の主体と協働して〈文化のビオトープ〉を育み、本計画に定めた目標に向けて、文化によるまちづくりを進めます。

最後に、本計画案を審議し、答申をいただいた河内長野市文化振興計画策定委員会からのメッセージを掲載し、本計画の結びとします。

文化は“生きもの”です。放っておいて育つものではありません。このため文化を基盤とした元気なまちづくりの成否は、文化への日々の“手入れ”にかかっているといても過言ではありません。

昨今、生態系を維持していくために、各地でビオトープから始め、そのメカニズムの重要性を体感し再認識したうえで、地球環境を守るためのさまざまな取り組みが行われています。文化もまた、蓄積活動（鑑賞、学習・練習、研究など）、表現活動（表現、演技、発表など）、交流活動（批評、参加、交流など）の一連の文化の循環（サイクル）を繰り返して、〈文化のビオトープ〉を「市民」「協働」「行政」という駆動力（循環のエネルギー）によって、広げ、高めるという日々の“手入れ”を着実に積み重ねていかなければなりません。その結果、文化のまちづくりへの想いを行動に移す市民が増え、まちの文化度も一段一段とスパイラル・アップしていきます。

しかし、もし“手入れ”を怠ったならば文化の花はしおれ、まちの顔や人々のふるまいも元気を失って、ひいては産業の衰退、コミュニティの崩壊へとつながります。

「河内長野市文化振興計画(案)」策定にあたっては、河内長野市をさらによりよいまちに育てるには文化の向上・発展なくしては不可能と考え、〈文化のビオトープ〉の活性化を基軸に据えて計画づくりを行いました。

同時に、本計画を確実に活用・運用するにあたっては、活動の節目節目で

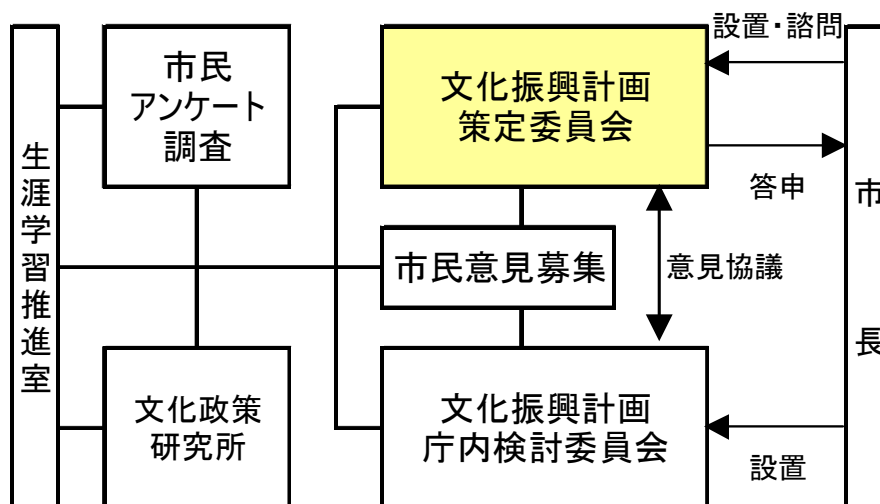
- それぞれの文化活動をパブリック（公開・共有）な視点から自己評価しているか
- 権利としての文化の視点を日々考慮しているか
- 活動を進める中で、個人や団体（行政を含む）がどこまで変わったか

などを振り返ることが必要ですが、その時に本計画書が提供している文化の基本理念「わたしたちが創る〈文化のビオトープ〉」や、視点、施策の柱を参照していただければ幸いです。

自分の住むまちの文化の向上・発展の循環の中に自らが参加・参画・行動することで、自分のまちを深く知り、多くの人々と交わり、文化の創造を共にする感動を分かち合うことが、「河内長野市に住んでよかった」という喜びになり、愛着と誇りをもった市民による文化輝くまち「河内長野市」を、凜と胸を張って全国に発信できることを切に希うものです。

VII. 付属資料

● 策定手順



● 主な策定経過

- 平成16年 2月19日 第1回 文化振興計画庁内検討委員会
 2月26日 第1回 文化振興計画策定委員会
 委員長・副委員長の選出
文化振興計画案の策定について(諮問)
 会議の公開について
 策定スケジュールについて
 文化振興の現状について
 計画策定のための市民アンケート調査について
 文化振興計画の視点・方向性・構成について
- 2月26日 文化振興計画策定に係る基調講演
 「自治体の文化行政～市民との協働による取り組み」
 講演：帝塚山大学法政策学部教授 中川幾郎
- 3月 **文化振興計画策定のための市民アンケート調査**
- 5月13日 第2回 文化振興計画庁内検討委員会
 5月18日 第2回 文化振興計画策定委員会
 文化振興の現状について
 市民アンケート調査(中間報告)
- 7月14日 第3回 文化振興計画庁内検討委員会
 7月20日 第3回 文化振興計画策定委員会

- 文化振興計画の視点・方向性・構成について
文化振興計画の基本理念・目標について
- 10月12日 第4回 文化振興計画庁内検討委員会
- 10月15日 第4回 文化振興計画策定委員会
文化振興計画の視点・方向性について
文化振興計画の基本理念・目標について
- 11月24日 第5回 文化振興計画策定委員会
地域、都市文化の創造について
河内長野を活性化する方法について
- 平成17年 2月16日 第5回 文化振興計画庁内検討委員会
- 2月22日 第6回 文化振興計画策定委員会
文化振興施策の進行と管理について
文化振興施策の構成案について
- 5月27日 第7回 文化振興計画策定委員会
文化振興計画の展開方向と推進策について
市民と行政の役割
文化振興計画の進行管理
推進策に対する評価
- 7月20日 第6回 文化振興計画庁内検討委員会
- 7月29日 第8回 文化振興計画策定委員会
文化振興計画(素案)について
- 12月28日 第7回 文化振興計画庁内検討委員会
- 平成18年 1月20日 第9回 文化振興計画策定委員会
文化振興計画(答申案)について
- 2月7日～21日 **文化振興計画(素案)への市民意見募集**
- 3月29日 第10回 文化振興計画策定委員会
文化振興計画案(答申)
- 3月31日 **「河内長野市文化振興計画」を策定**

● 河内長野市文化振興計画策定委員会名簿

- 委員長 中川幾郎（帝塚山大学法政策学部）
副委員長 齋藤正義（河内長野市公民館運営審議会）
委員 古畑正富（公募市民）
井之上清香（公募市民）
水谷文香（公募市民）
北之橋貴美枝（河内長野市文化連盟）
和高伸二（河内長野市文化財保護審議会）
福本ツヤ子（河内長野市商工会）
木之下純子（財団法人河内長野市文化振興財団）
柴 理利亜（河内長野市国際交流協会 平成17年1月31日まで）
千原伎美（河内長野市国際交流協会 平成17年2月1日から）
武谷なおみ（大阪芸術大学）
高瀬頼義（河内長野市文化振興計画庁内検討委員会 平成17年3月31日まで）
上田 収（河内長野市文化振興計画庁内検討委員会 平成17年4月1日から）
峰 智彦（河内長野市文化振興計画庁内検討委員会）

※所属は就任時



● 市民アンケート（調査項目と結果）

河内長野市文化振興計画策定のためのアンケート調査 ご協力をお願い

市民のみなさまには、日頃から市政に対し、ご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、本市はこの度、創造性あふれる文化の薫り高い魅力あるまちづくりを進めるため、文化行政の基本的方向を明らかにするとともに、長期的展望に立った本市の特性を生かした河内長野市文化振興計画の策定が必要であると考えております。

この調査は、文化について幅広くご意見をお聴きし、計画策定のための基礎資料とするため、満 16 歳以上の市民の中から 1,286 人を無作為に抽出させていただき、ご協力をお願いするものです。

ご回答いただいた調査内容は、全て統計的に処理し「文化振興計画」策定のための基礎資料としてのみ利用させていただくものであり、他の目的に利用することは一切ございません。

つきましては、ご多忙とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどお願い申し上げます。

平成 16 年 3 月

河内長野市長（担当：市民文化部生涯学習推進室）

- このアンケート調査は、個人を対象としていますので、ご本人による記入が難しい場合を除き、封筒宛名のご本人がご記入ください。
- 回答は、問 1 から順に質問ごとに用意してある答えの中から、あなたのお考えにあてはまる番号に「○」印をつけてください。
また、「その他」に「○」印を記入された場合は、（ ）内に具体的にご記入ください。
- 宛名及び返信用封筒の番号（中学校区番号）は、ご意見の地域的な特色を見るためのもので、個人を特定するものではありません。
- ご記入いただいたアンケートは、無記名のまま同封の返信用封筒に入れてお送りください。
- 回答は統計的に処理しますので、ご迷惑をおかけするようなことはありません。
- ご返信は 3 月 30 日（火）までにご投函ください。

〈お問い合わせ先〉

このアンケートについてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

河内長野市 市民文化部 生涯学習推進室 生涯学習グループ

市民交流センター内 休館日：月曜日

Tel. 0721-54-0001

河内長野市 文化振興計画策定のための市民アンケート

◆最初に、回答していただくあなた自身についておたずねします。

問 1. あなたの年齢についてお答えください。

- | | | | |
|----------|----------|------------|----------|
| 1) 10 歳代 | 2) 20 歳代 | 3) 30 歳代 | 4) 40 歳代 |
| 5) 50 歳代 | 6) 60 歳代 | 7) 70 歳代以上 | |

問 2. あなたの性別についてお答えください。

- | | |
|------|------|
| 1) 男 | 2) 女 |
|------|------|

問 3. あなたの家族構成についてお答え下さい。

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1) 単身（ひとりぐらし）世帯 | 2) 夫婦のみ世帯 |
| 3) 親子 2 世代世帯 | 4) 親子孫 3 世代世帯 |
| 5) その他 | |

[

]

問 4. あなたが河内長野市にお住まいになって通算何年になりますか。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1) 5 年未満 | 2) 5 年以上 10 年未満 |
| 3) 10 年以上 20 年未満 | 4) 20 年以上 |

問 5. ご職業、勤務地などについて、あてはまる番号 1 つに○印を付けてください。

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1) 会社員・公務員など(勤務地が市内) | 2) 会社員・公務員など(勤務地が市外) |
| 3) 自営業・自由業(勤務地が市内) | 4) 自営業・自由業(勤務地が市外) |
| 5) 農林水産業(就業地が市内) | 6) 農林水産業(就業地が市外) |
| 7) アルバイト・パートタイム(勤務地が市内) | 8) アルバイト・パートタイム(勤務地が市外) |
| 9) 学生(学校が市内) | 10) 学生(学校が市外) |
| 11) 家事専従 | 12) 無職 |
| 13) その他 | |

[

]

[河内長野の認知度と理由]

問 6. 河内長野はそれぞれの中で、どれくらい知られていると思いますか。

それぞれあてはまる番号1つに○印を付けてください。

また「とてもよく知られている」「まあ知られている」と答えた方は、その理由を具体的にお書きください。

	とてもよく知られている	まあ知られている	ほとんど知られていない	全く知られていない	
					「とてもよく知られている」 「まあ知られている」と答えた方は その理由を下欄に具体的にお書きください。
1. 大阪のなかで	1	2	3	4	[]
2. 関西のなかで	1	2	3	4	[]
3. 日本のなかで	1	2	3	4	[]

[河内長野の誇りとするもの]

問 7. 河内長野を文化的により良いまちにするためや、また文化的により知名度をあげるために、活用が期待できる象徴的なものは何だと思いますか。1つ具体的にお書きください。

またその理由についてあてはまる番号3つまでに○印を付けてください。

・活用が期待できるもの

↓

・その理由

1) 歴史的な価値があるから	2) 近代的な価値があるから
3) すでに実績があり有名だから	4) 優れているがあまり知られていないから
5) 天然（自然）のものとして優れているから	6) 人工のものとして優れているから
7) その他	
[]	

[みなさまの感じる文化に対するイメージについて]

問 8. 文化という言葉に対して、どのようなイメージを最も強く感じますか。
あてはまる番号3つまでに○印を付けてください。

- 1) 芸術活動（音楽、演劇、美術、文学、映画等）が盛んなこと
- 2) 教養講座などの学習会が盛んなこと
- 3) スポーツが盛んなこと
- 4) 古い建物や伝統工芸、歴史などの継承や保存が大切にされていること
- 5) ホールや公民館など、文化施設が整備されていること
- 6) 学校などの教育環境が整備されていること
- 7) 自主的なサークル活動や勉強会などが盛んなこと
- 8) 文化芸術活動の担い手が多いこと
- 9) 地域の人どうしのふれあいや助け合いが盛んなこと
- 10) 他市や外国との交流が盛んなこと
- 11) 商業・工業・農業・林業による地域への貢献が盛んなこと
- 12) 自然をいかした、まちづくりが大切にされていること
- 13) 上記にかかわるような情報が十分に発信されていること
- 14) 分からない
- 15) その他

[

]

◆以下、問 8 のような文化にかかわる活動等についてお伺いします。

【文化に関わる機会の有無】

問 9. 文化活動にある程度続けてかかわる機会がここ 1 年ぐらいの間にありましたか。
それぞれあてはまる番号 1 つに○印を付けてください。

	個人的にかか わっている	グル ープなど で かか わっ て い る	個人やグル ープなどの 両方 で か か わ っ て い る	な い
1. 音楽、演劇、美術、文学などをおこなうこと	1	2	3	4
2. 音楽、演劇、美術、文学などにふれること	1	2	3	4
3. 教養講座などの学習会	1	2	3	4
4. スポーツ（する・見るの両方）	1	2	3	4
5. 古い建物や伝統工芸、歴史などの継承や保存	1	2	3	4
6. 文化施設などの運営	1	2	3	4
7. 自主的なサークル活動や勉強会など	1	2	3	4
8. 地域の人どうしのふれあいや助け合い	1	2	3	4
9. 他市や外国との交流	1	2	3	4
10. その他 〔 〕	1	2	3	4

【今後、文化に関わる意思と傾向】

問 10. 文化活動で今後かかわりたい分野はありますか。

かかわりたいと強く思うものから順に順位を 3 位まで、番号をご記入ください。

1 位	2 位	3 位

1) 音楽、演劇、美術、文学などをおこなうこと	2) 音楽、演劇、美術、文学などにふれること
3) 教養講座などの学習会	4) スポーツ（する・見るの両方）
5) 古い建物や伝統工芸、歴史などの継承や保存	6) 文化施設などの運営
7) 自主的なサークル活動や勉強会など	8) 地域の人どうしのふれあいや助け合い
9) 他市や外国との交流	10) 特にない
11) その他 〔 〕	

[文化 NPO への参画の意思]

問 11. 文化活動にかかわる NPO（民間非営利組織。ある社会的な使命を達成するために活動し、利益そのものは目的としない組織）があれば参加しますか。

あてはまる番号 1 つに○印を付けてください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1) とても興味があるので参加する | 2) どちらかといえば参加する |
| 3) 興味はあるが参加しない | 4) 参加しない |
| 5) わからない | |

[文化活動の主体]

問 12. 文化活動は主に誰が主体となって行うものだと思いますか。

あてはまる番号 1 つに○印を付けてください。

- | |
|--|
| 1) 市などの行政機関が主に |
| 2) 市などの行政機関の主導で、グループやサークル活動などの自主的な団体や個人が支援 |
| 3) 市などの行政機関と、グループやサークル活動などの自主的な団体や個人が共同して |
| 4) グループやサークル活動などの自主的な団体や個人が主導で、市などの行政機関が支援 |
| 5) グループやサークル活動などの自主的な団体や個人が主に |
| 6) その他 [] |

[行政の民間文化活動への関わり方-役割への意識]

問 13. 文化活動を行うにあたって、市などの行政機関にどのような役割を果たしてほしいですか。

あてはまる番号 1 つに○印を付けてください。

- | |
|-------------------------------|
| 1) 場所や設備の整備（ホール、公民館など） |
| 2) 指導的人材の育成や供給（音楽・演劇・講座など） |
| 3) 情報の収集や発信（開催情報や人材情報、施設案内など） |
| 4) 制度などの整備（補助金など） |
| 5) わからない |
| 6) その他 [] |

【行政の民間文化活動への関わり方-程度への意識】

問 14. 市等の行政機関は、民間の文化的な活動にどのようなかかわり方をすべきだと思いますか。

あてはまる番号1つに○印を付けてください。

1) 積極的支援を行う 2) 支援とともに、一定の指導などもする 3) 一定の指導などのみ 4) 民間のことは民間にまかせる 5) その他 <div style="font-size: 2em; margin-left: 20px;">[</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 20px;">]</div>

【文化的な環境と満足度】

問 15. 河内長野市の文化的な環境について、どれくらい満足していますか。

それぞれあてはまる番号1つに○印を付けてください。

	とても満足	まあ満足	ふつう	やや不満	とても不満	分からない
1. 音楽、演劇、美術、文学などを行う機会について	1	2	3	4	5	6
2. 音楽、演劇、美術、文学などを行う場所について	1	2	3	4	5	6
3. 音楽、演劇、美術、文学などにふれる機会について	1	2	3	4	5	6
4. 音楽、演劇、美術、文学などにふれるための場所について	1	2	3	4	5	6
5. スポーツを行う機会について	1	2	3	4	5	6
6. スポーツを行う場所について	1	2	3	4	5	6
7. 古い建物や伝統工芸、歴史などの保存や継承について	1	2	3	4	5	6
8. 自主的なサークル活動や勉強会など、文化活動を行うための場所について	1	2	3	4	5	6
9. 自然をいかした、まちづくりについて	1	2	3	4	5	6
10. 音楽、演劇、美術、文学などの催しに関する情報の発信について	1	2	3	4	5	6
11. 自主的なサークル活動や勉強会などに関する情報の発信について	1	2	3	4	5	6
12. 公園、道路、並木や緑などの、まちづくりに関する情報の発信について	1	2	3	4	5	6

【文化施設の認識と利用度】

問 16. 次の文化施設についてお聞きします。それぞれあてはまる番号1つに○印を付けてください。

	利用したことがある	知っているが利用したことはない	知らない
1. キックス（市民交流センター）	1	2	3
2. キックス（図書館）	1	2	3
3. ノバティホール（市民センター）	1	2	3
4. ラブリーホール（文化会館）	1	2	3
5. あやたホール（小山田コミュニティセンター）	1	2	3
6. 郷土資料館	1	2	3
7. 滝畑民俗資料館	1	2	3
8. ふれあい考古館	1	2	3
9. 公民館	1	2	3
10. 市民総合体育館・総合運動場	1	2	3
11. 寺ヶ池公園	1	2	3
12. 青少年活動センター	1	2	3
13. 府立花の文化園	1	2	3
14. 関西サイクルスポーツセンター	1	2	3
15. その他 上記以外で利用したことがある文化施設があれば、 具体的な名称をいくつでも下記へご記入ください。	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { </div>		

[河内長野市の居住環境イメージ（文化的視点より）]

問 17. 河内長野市に今後も住みたいですか。

その理由とあわせて、それぞれあてはまる番号1つに○印を付けてください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1) 住みたい | 2) どちらかといえば住みたい |
| 3) どちらかといえば住みたくない | 4) 住みたくない |
| 5) どちらでもない | 6) 分からない |

↓

・理由

- | |
|---|
| 1) 芸術活動（音楽、演劇、美術、文学、映画など）が盛んだから（盛んでないから） |
| 2) 教養講座などの学習会が盛んだから（盛んでないから） |
| 3) スポーツが盛んだから（盛んでないから） |
| 4) 古い建物や伝統工芸、歴史などが大切にされているから（大切にされていないから） |
| 5) ホールや公民館など、文化施設が整備されているから（整備されていないから） |
| 6) 学校などの教育環境が整備されているから（整備されていないから） |
| 7) 自主的なサークル活動や勉強会などが盛んだから（盛んでないから） |
| 8) 文化芸術活動の担い手が多いから（多くないから） |
| 9) 地域の人どうしのふれあいや助け合いが盛んだから（盛んでないから） |
| 10) 他市や外国との交流が盛んだから（盛んでないから） |
| 11) 公園、道路、並木や緑などの、まちづくりが大切にされているから（大切にされていないから） |
| 12) 商業・工業・農業・林業による地域への貢献が盛んだから（盛んでないから） |
| 13) 上記にかかわるような情報が十分に発信されているから（発信されていないから） |
| 14) 分からない |
| 15) その他 |

[河内長野市在住または関わりのある文化人、団体など]

問 18. 河内長野に住んでいる、あるいは住んでいた、もしくは関係が深いなど、文化にかかわる人や団体などを知っていれば具体的に教えてください。

--

【文化と人権の関わりへの意識】

問 19. 自己を実現し幸せになるには「表現し創造する権利」「交流する権利」「学習する権利」が保障されていることが大切だといわれており、これら「文化的に生きる権利」が市民に保障されていることで生き生きとした河内長野が生まれると考えられます。このようなことを意識したことがありますか。あてはまる番号1つに○印を付けてください。

1) 常に意識している	2) ときどき意識したことがある
3) ほとんど意識したことがない	4) まったく意識したことがない
5) 分からない	

【文化事業の認識と参加度】

問 20. 河内長野市では下記のような代表的な文化事業を行っています。それぞれについてあてはまる番号1つに○印を付けてください。

	参加したことがある	参加したことはない 知っているが	知らない
1. ロビーコンサートシリーズ	1	2	3
2. かわちながの世界民族音楽祭	1	2	3
3. マイタウンオペラ	1	2	3
4. 生涯学習見本市	1	2	3
5. 市民体育祭	1	2	3
6. 文化祭	1	2	3

問 21. 河内長野市の文化振興についてご自由にお書きください。

市民アンケート調査集計

○発送数	1286 件
○有効回答数	431 件
○有効回答率	34%

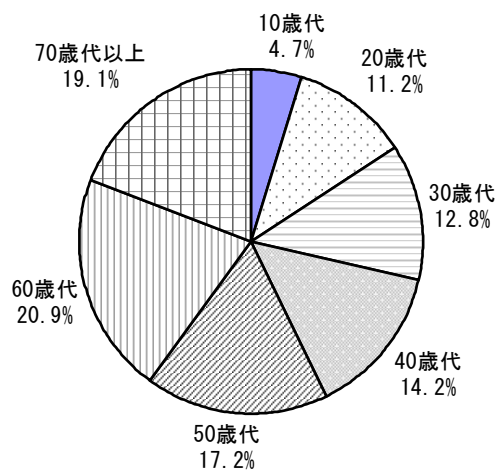
在住中学校区

各中学校区でほぼ同率となるよう抽出し発送した。
回答に占める各中学校区別の割合は、美加の台中学校在17.0%でトップ。続いて加賀田中学校が16.5%。最も低いのは11.4%の長野中学校となった。



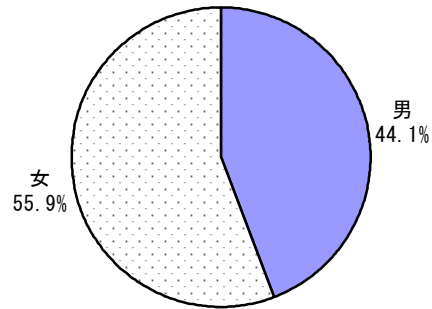
問 1. 年齢

年齢層でもほぼ同率となるよう抽出し発送した。
各年齢層の占める割合は、60歳代が20.9%でトップ、70歳代以上が19.1%で続く。10歳代は4.7%、20歳代は11.2%と、高年齢層の占める割合が高く、若年齢層の占める割合が低い結果となった。



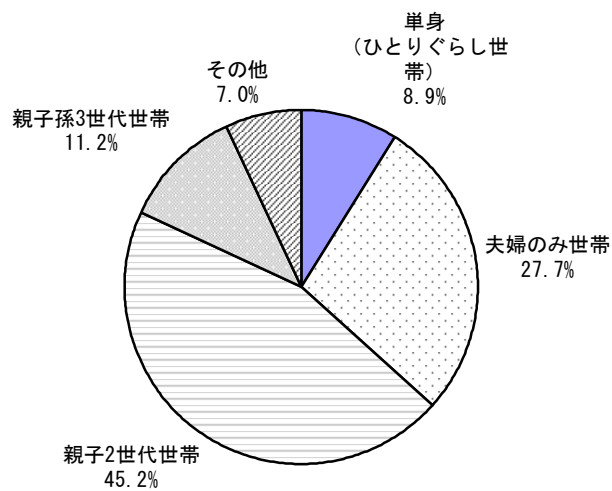
問 2. 性別

男女比でもほぼ同率となるよう抽出し発送したが、回答者を見ると、男性44.1%、女性55.9%となった。



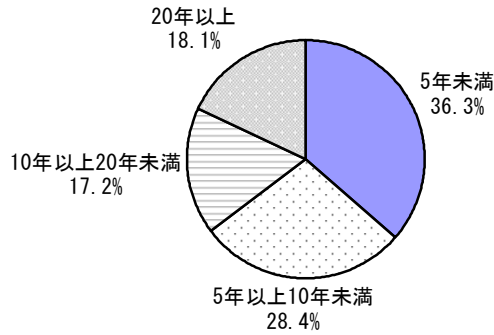
問 3. 家族構成

家族構成では、「親子2世代世帯」がトップで45.2%、続いて「夫婦のみ世帯」27.7%が続き、両者合計で7割を超える。



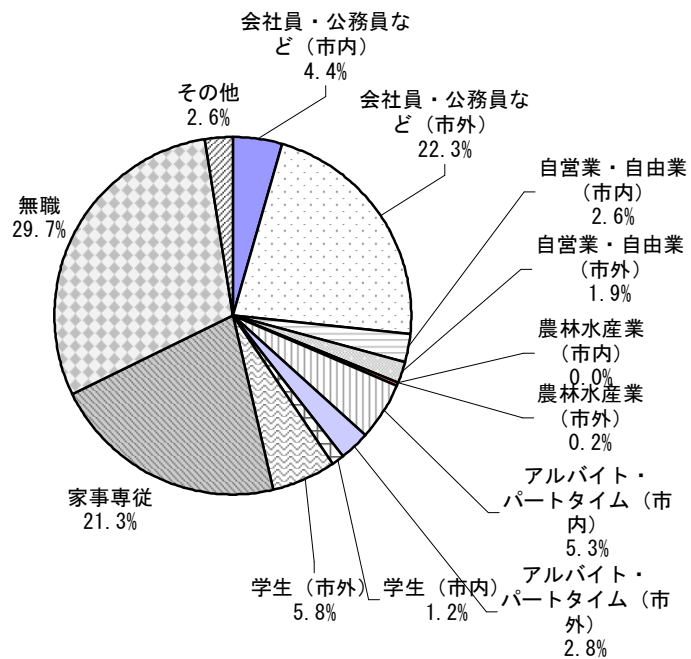
問 4. 居住歴

居住歴では、「5年未満」が36.3%、続いて「5年以上10年未満」が28.4%と、居住歴10年未満層が6割を超える。



問 5. 職業・勤務地

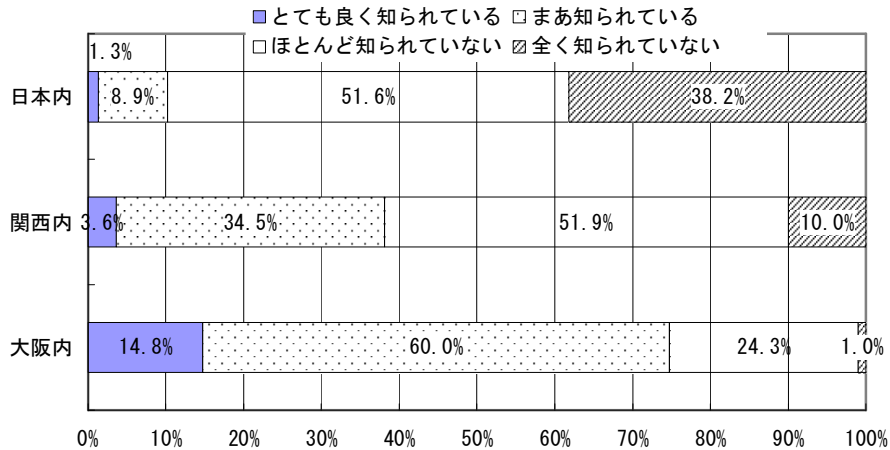
職業・勤務地については、「無職」が29.7%、「家事専従」が21.3%と、外部に職業等を持たない層が5割弱を超える。
 また、外部に職業等を持つ層では、市外勤務者が合計27%、市内勤務者が合計12%。「学生（市外）」5.8%を合計すると、市外に勤務先等を持つ回答者が約3割となる。



問 6. 河内長野の認知度と理由

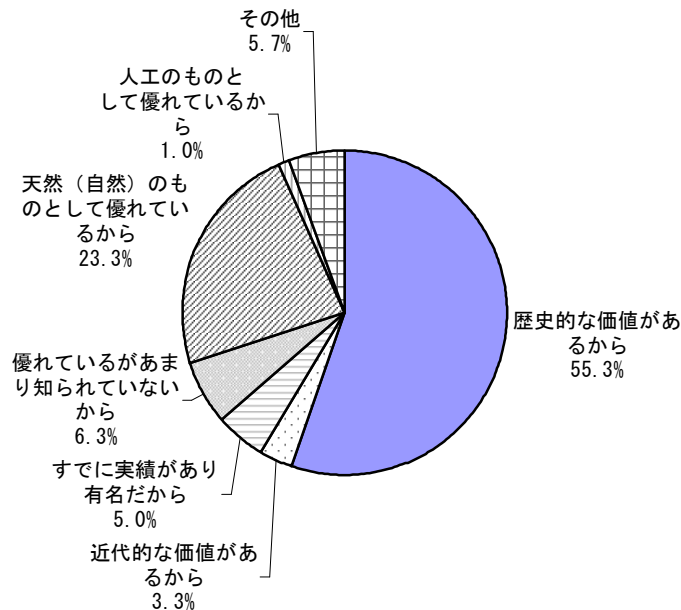
河内長野の認知度について、「大阪のなかで」「関西のなかで」「日本のなかで」どれくらい知られているかその程度と、「とても良く知られている」「まあ知られている」と回答した場合は、その理由を自由回答で聞いた。

「とても良く知られている」「まあ知られている」の合計は、「大阪のなかで」は「とても良く知られている」14.8%、「まあ知られている」60.0%と、認知度は7割を超えているものの、「関西のなかで」では4割を切り、「日本のなかで」では約1割と、あまり知られていないとの認識を市民は持っている。



問 7. 河内長野において、活用が期待できるものと理由

河内長野を文化的により良いまちにするためや、文化的により知名度をあげるために、活用が期待できる象徴的なものを自由回答で、またその理由を併せて聞いた。理由について、「歴史的な価値があるから」が55.3%でトップ、次いで「天然（自然）のものとして優れているから」が23.3%と続き、両回答で8割弱を占め、これらの活用が期待されている。



問 6. 河内長野の認知度の理由-自由回答

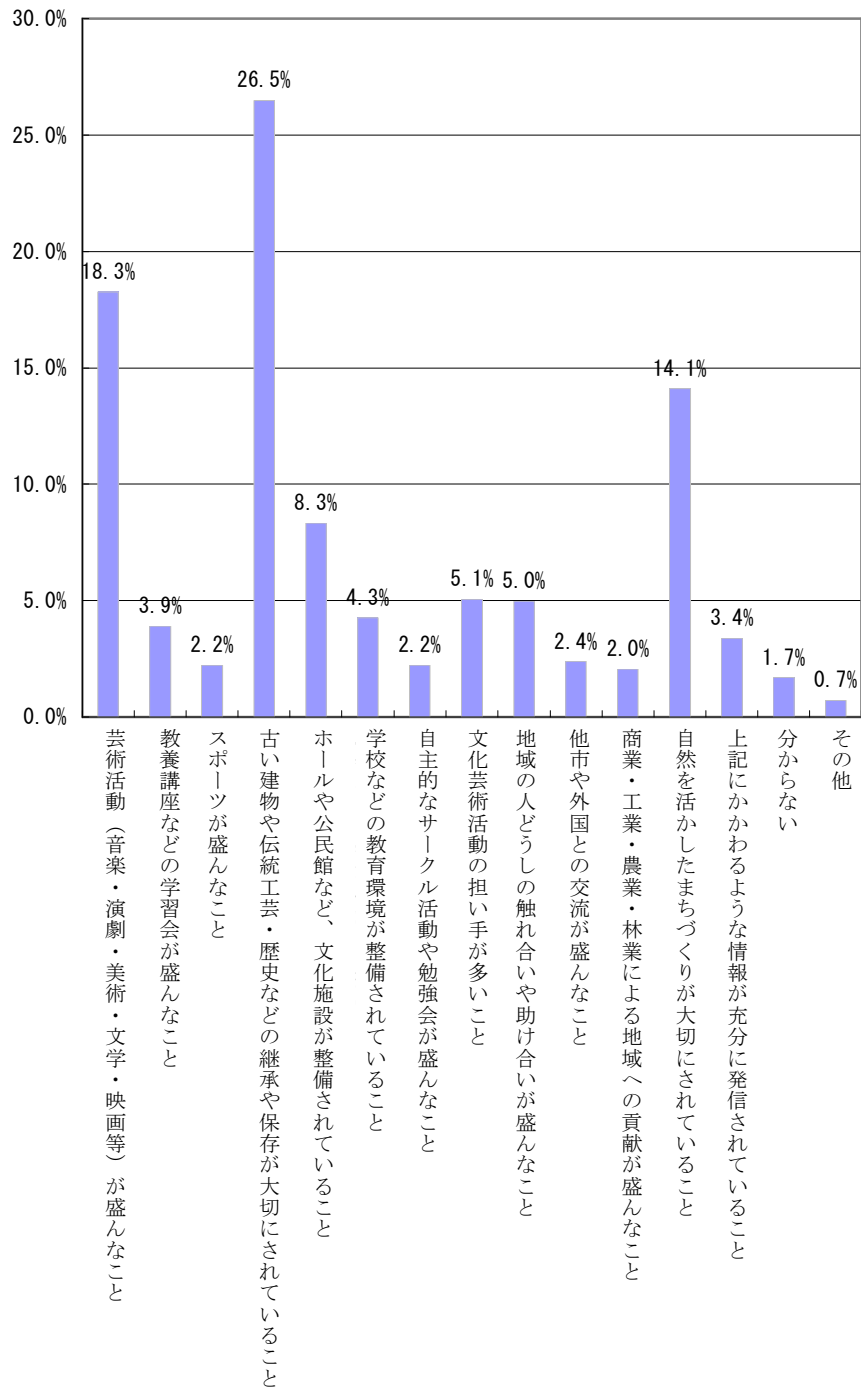
問 7. 河内長野において、活用が期待できるもの-自由回答

問6、問7の自由回答をキーワード抽出し分類した。
 「大阪のなかで」「関西のなかで」知られている理由としてあげられたものは、「文化財・伝統文化・歴史等」にかかわるものがトップ。次いで「自然」にかかわるものが続く。「日本のなかで」知られている理由としてトップの「社会的要因等」は社会的事件の報道によるもの。
 また、「活用が期待できるもの」としても認知度と同様に、「文化財・伝統文化・歴史等」にかかわるものがトップで、次いで「自然」にかかわるものが続く。

	問6 大阪のなかで 知られている理由	問6 関西のなかで 知られている理由	問6 日本のなかで 知られている理由	問7 活用が 期待できるもの
■文化財・伝統文化・歴史等（合計）	79	44	10	177
寺	8	4	1	24
寺院	2	1	0	5
神社	2	0	0	9
仏閣	1	0	0	2
観心寺	16	9	0	41
延命寺	2	0	0	14
金剛山	14	7	0	13
天野山	1	0	0	5
高野山	1	1	0	0
名所	6	3	2	1
旧跡	3	3	0	0
史跡	3	2	1	3
文化遺産	1	1	0	6
文化財	0	0	0	6
国宝	1	0	0	3
歴史	10	9	5	31
南北朝	2	1	1	3
楠正成	5	3	0	11
（高野）街道	1	0	0	0
■自然（合計）	40	16	0	132
自然	23	8	0	69
緑	5	3	0	12
水	0	0	0	9
川	1	1	0	4
山	4	2	0	18
森林	1	0	0	5
滝畑（ダム）	6	2	0	15
岩湧山	4	1	0	1
金剛山（文化財・伝統文化・歴史等と重複）	14	7	0	0
天野山（文化財・伝統文化・歴史等と重複）	1	0	0	5
高野山（文化財・伝統文化・歴史等と重複）	1	1	0	13
■社会的要因等（合計）	48	16	13	1
事件	28	11	11	0
テレビ	13	2	0	0
ラジオ	2	0	0	0
新聞	5	3	2	1
■施設等（合計）	28	9	0	20
関西サイクルスポーツセンター	12	6	0	7
花の文化園	16	3	0	13
■市の位置づけ（合計）	21	5	0	3
住宅地	2	1	0	0
ベッドタウン	2	0	0	1
南海（沿線）	2	2	0	2
遠い	6	2	0	0
田舎	9	0	0	0
■観光（合計）	4	3	0	12
遠足	2	1	0	2
キャンプ	1	0	0	2
温泉	0	0	0	1
観光	1	2	0	7
社会見学	0	0	0	0

問 8. 文化に対するイメージ

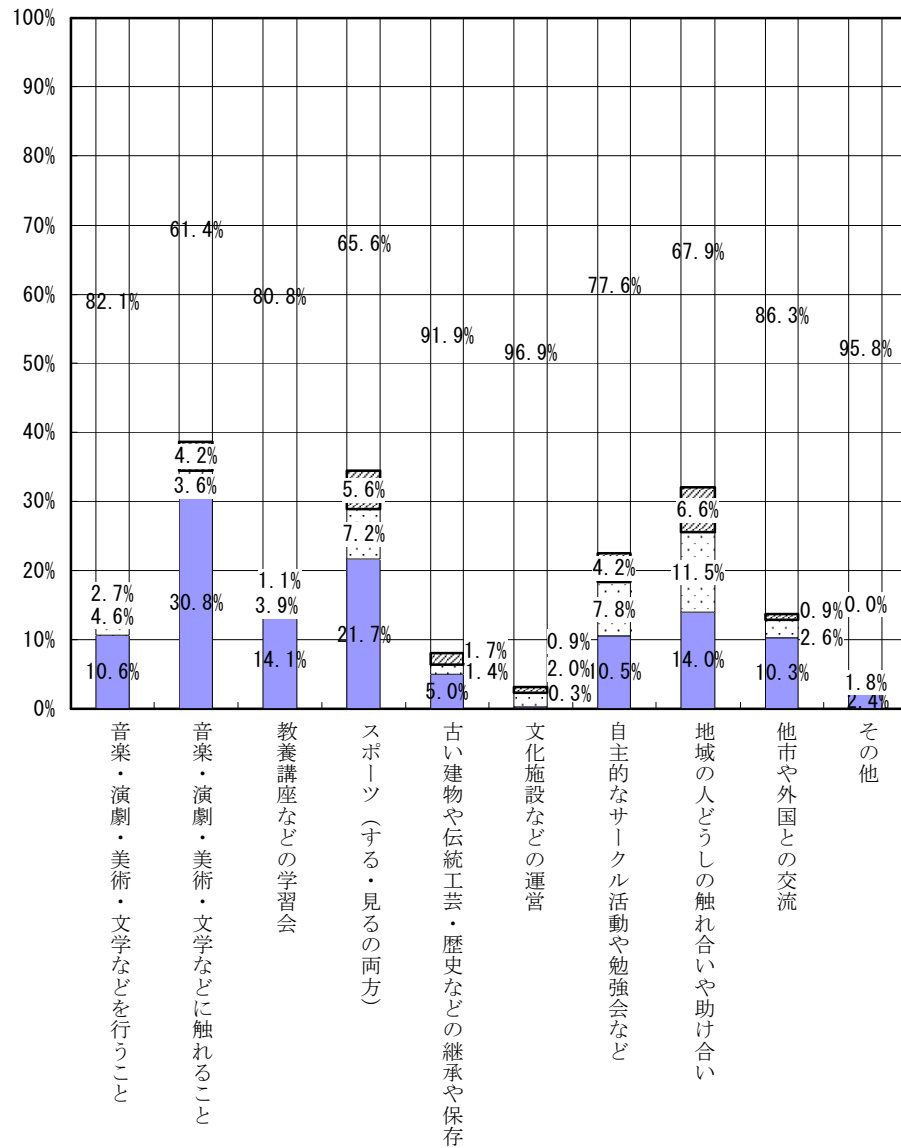
文化に対してどのようなイメージを最も強く感じるか、3つまで聞いた。トップは「古い建物や伝統工芸、歴史などの継承や保存が大切にされていること」が26.5%。続いて「芸術活動（音楽、演劇、美術、文学、映画等）が盛んなこと」が18.3%。次に「自然をいかした、まちづくりが大切にされていること」が14.1%。残りは10%以下となっている。



問 9. 文化に関わる機会（ここ1年間くらい）

文化にかかわる機会の有無を聞いた。
 実際にかかっているのは、「音楽、演劇、美術、文学などにふれること」を「個人的にかかっている」がトップで30.8%、次いで「スポーツ（する・見るの両方）」を「個人的にかかっている」が21.7%。他、「個人的にかかっている」なかでは「教養講座などの学習会」「地域の人どうしのふれあいや助け合い」が続く。
 一方、「グループなどでかかっている」のは、「地域の人どうしのふれあいや助け合い」が11.5%でトップで、続いて「自主的なサークル活動や勉強会など」7.8%。
 「個人やグループの両方でかかっている」のは、「地域の人どうしのふれあいや助け合い」6.6%、「スポーツ（する・見るの両方）」5.6%。

■ 個人的にかかっている □ グループなどでかかっている
 ▨ 個人やグループなどの両方でかかっている □ ない

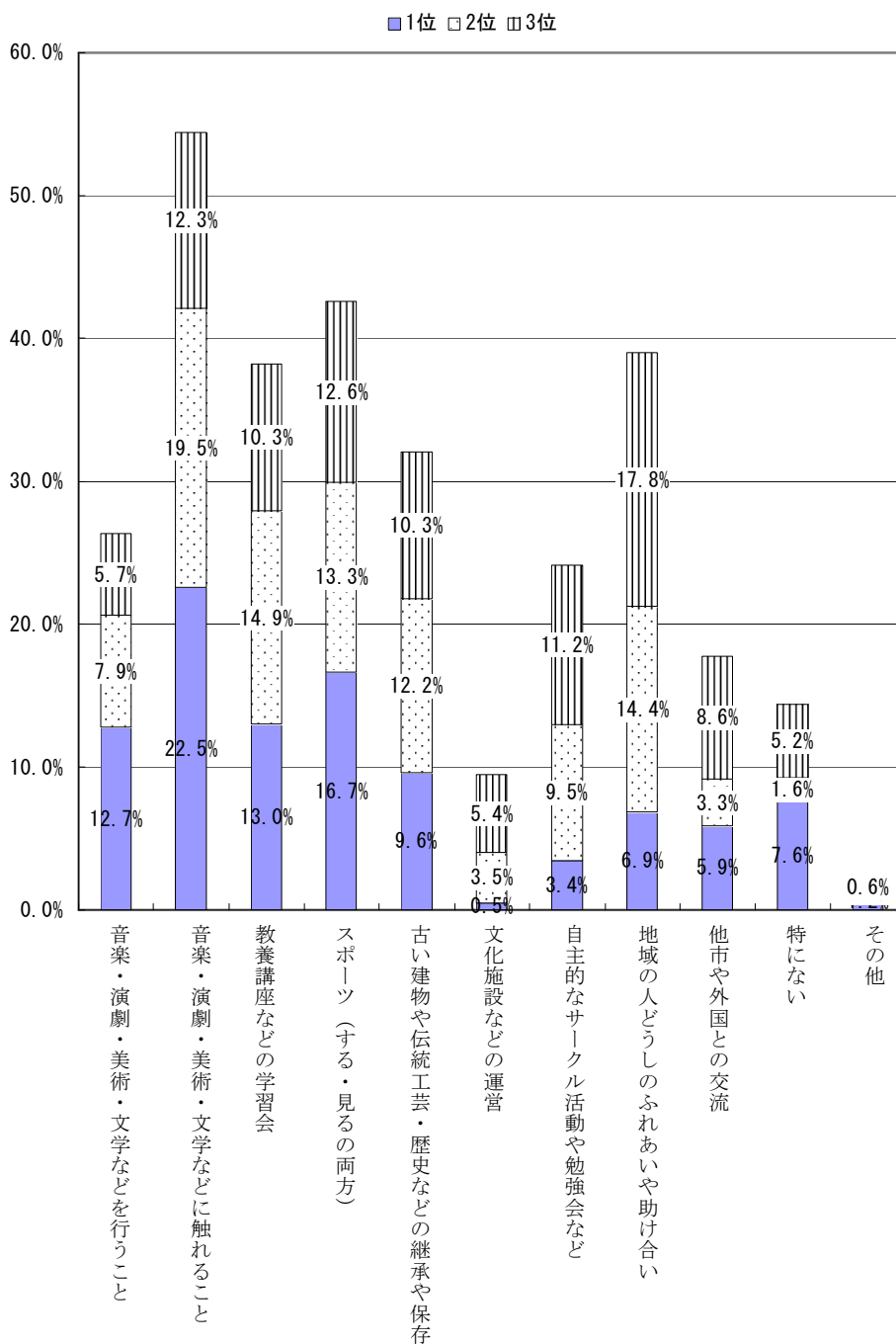


問 10. 文化で今後かわりたい分野

文化に関して、今後かわりたい分野を1位から3位まで順位をつけて聞いた。

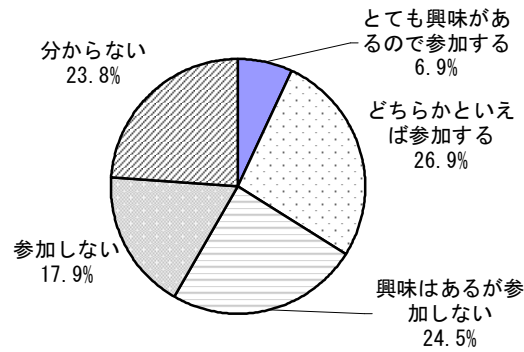
「音楽、演劇、美術、文学などにふれること」が22.5%でトップ。次いで「スポーツ（する・見るの両方）」が16.7%。

1～3位の合計でも、「音楽、演劇、美術、文学などにふれること」「スポーツ（する・見るの両方）」が順に多い。



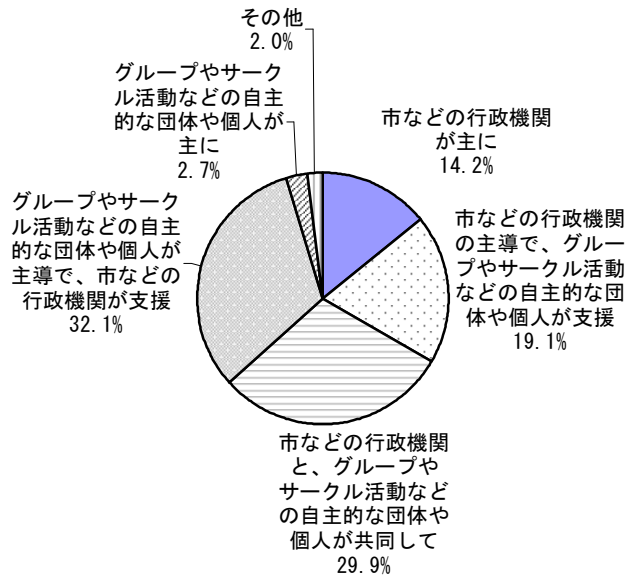
問 11. NPOへの参画意思

文化活動にかかわるNPOがあれば参加するかどうか意思を聞いた。
不参加層が約43%（「興味はあるが参加しない」「参加しない」の合計）と参加層約33%（「とても興味があるので参加する」「どちらかといえば参加する」の合計）を上回り、文化活動にかかわるNPOへの関心度はあまり高くないといえる。

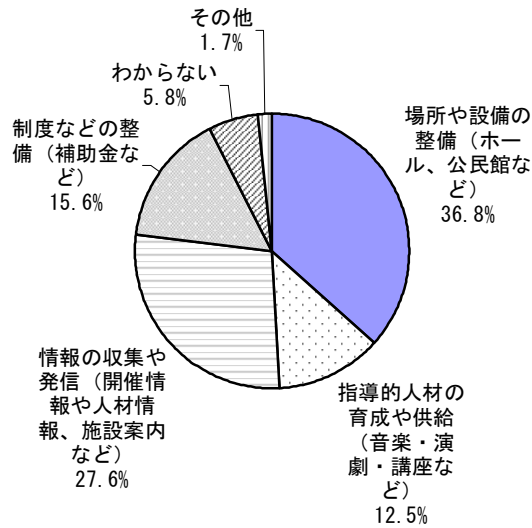


問 12. 文化活動の主体

文化活動は主に誰が主体となり行うものか聞いた。
「グループやサークル活動などの自主的な団体や個人が主導で、市などの行政機関が支援」の市民主導型がトップで32.1%。他、「市などの行政機関と、グループやサークル活動などの自主的な団体や個人が共同して」「グループやサークル活動などの自主的な団体や個人が主に」等の、市民が一定の役割を果たす回答が、合計約65%を占めている。
問11.とはことなり、文化活動の主体としては、行政まかせでなく、市民が一定の役割を果たす意識が高いといえる。

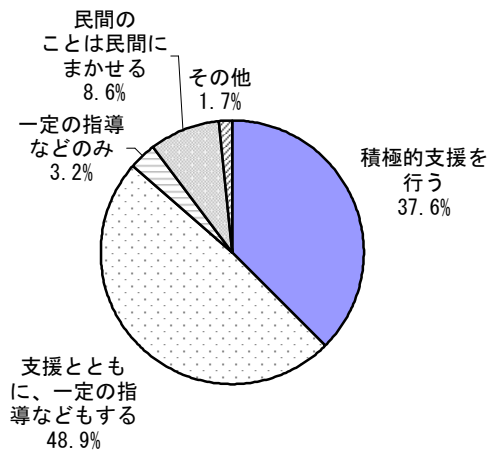


問 13. 文化活動で市などの行政機関に果たして欲しい役割



文化活動を行うにあたって、行政機関にどのような役割を果たしてほしいか聞いた。
 「場所や設備の整備 (ホール、公民館など)」のハード面での期待がトップで36.8%、ソフト面 (「情報の収集や発信 (開催情報や人材情報、施設案内など)」「指導的人材の育成や供給 (音楽・演劇・講座など)」の合計)での期待は約4割で、若干ハード面を上回る。
 「制度などの整備 (補助金など)」は15.6%で比較的低いものの、「指導的人材の育成や供給 (音楽・演劇・講座など)」は上回り、一定のニーズと期待が伺える。

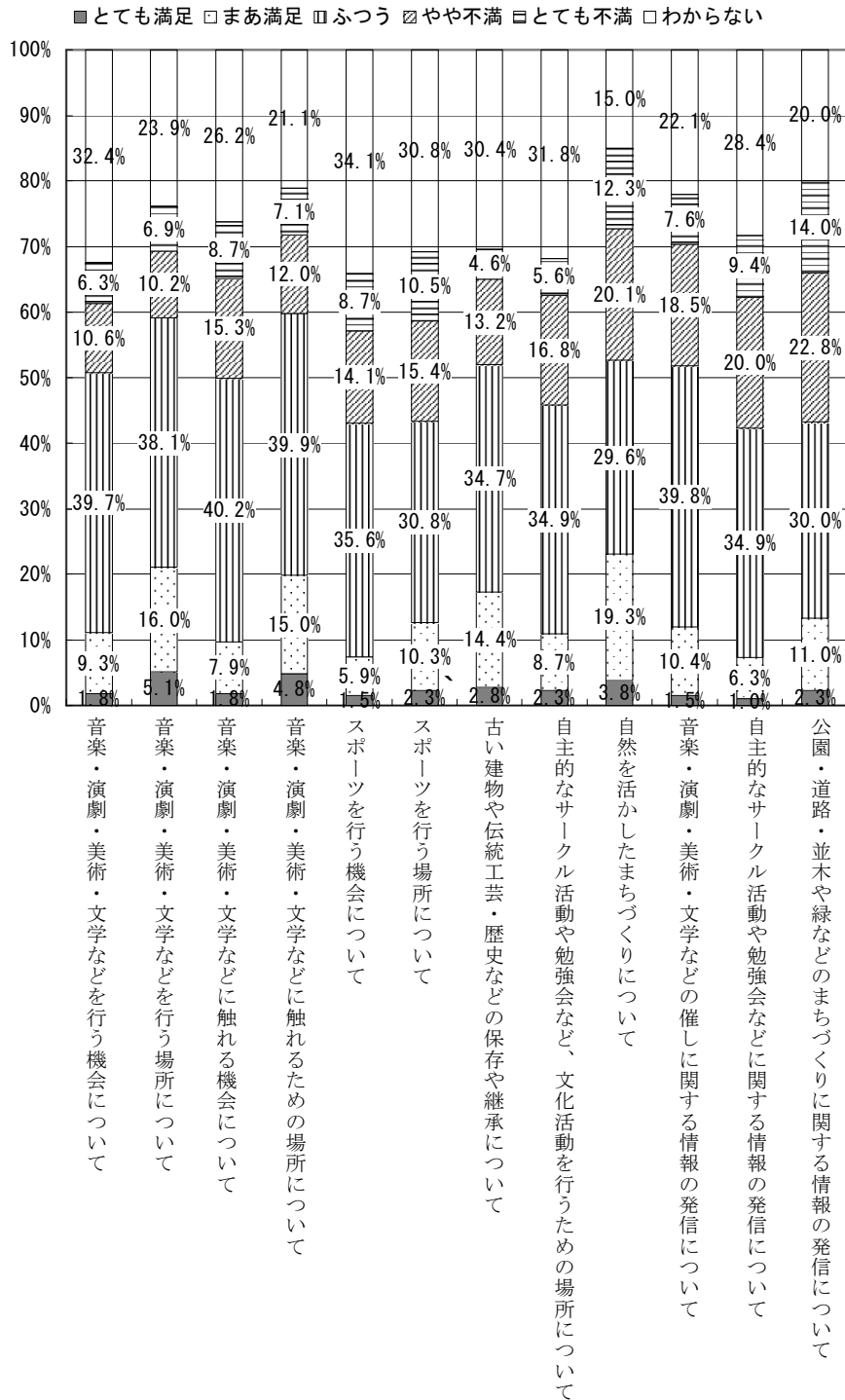
問 14. 市等の行政機関の民間の文化的な活動へのかかわり方



民間の文化活動に行政がどの程度かかわるべきかを聞いた。
 「支援とともに一定の指導などもする」がトップで48.9%。「積極的支援を行う」が次いで37.6%と、行政に何らかの支援を期待する回答が8割を超えた。
 一方で「一定の指導などのみ」「民間のことは民間にまかせる」の民間主導型は12.5%と低調。
 問12.と併せて見れば、文化活動の主体としては民間主導意識が高いが、一方では行政の一定の支援を期待するという、使い分けがなされているように見える。

問 15. 河内長野市の文化的な環境

河内長野市の文化的な環境についての満足度を聞いた。各分野で総じて満足度は低い。満足層（「とても満足」「まあ満足」の合計）が2割を超えているのは「自然をいかした、まちづくりについて」23%、「音楽、演劇、美術、文学などを行う場所について」約21%のみ。一方で、各項目とも「ふつう」への回答が約3割〜4割程度と、ある程度の満足は伺える。不満層（「やや不満」「とても不満」の合計）のトップは「公園、道路、並木や緑などの、まちづくりに関する情報の発信について」で約36%。

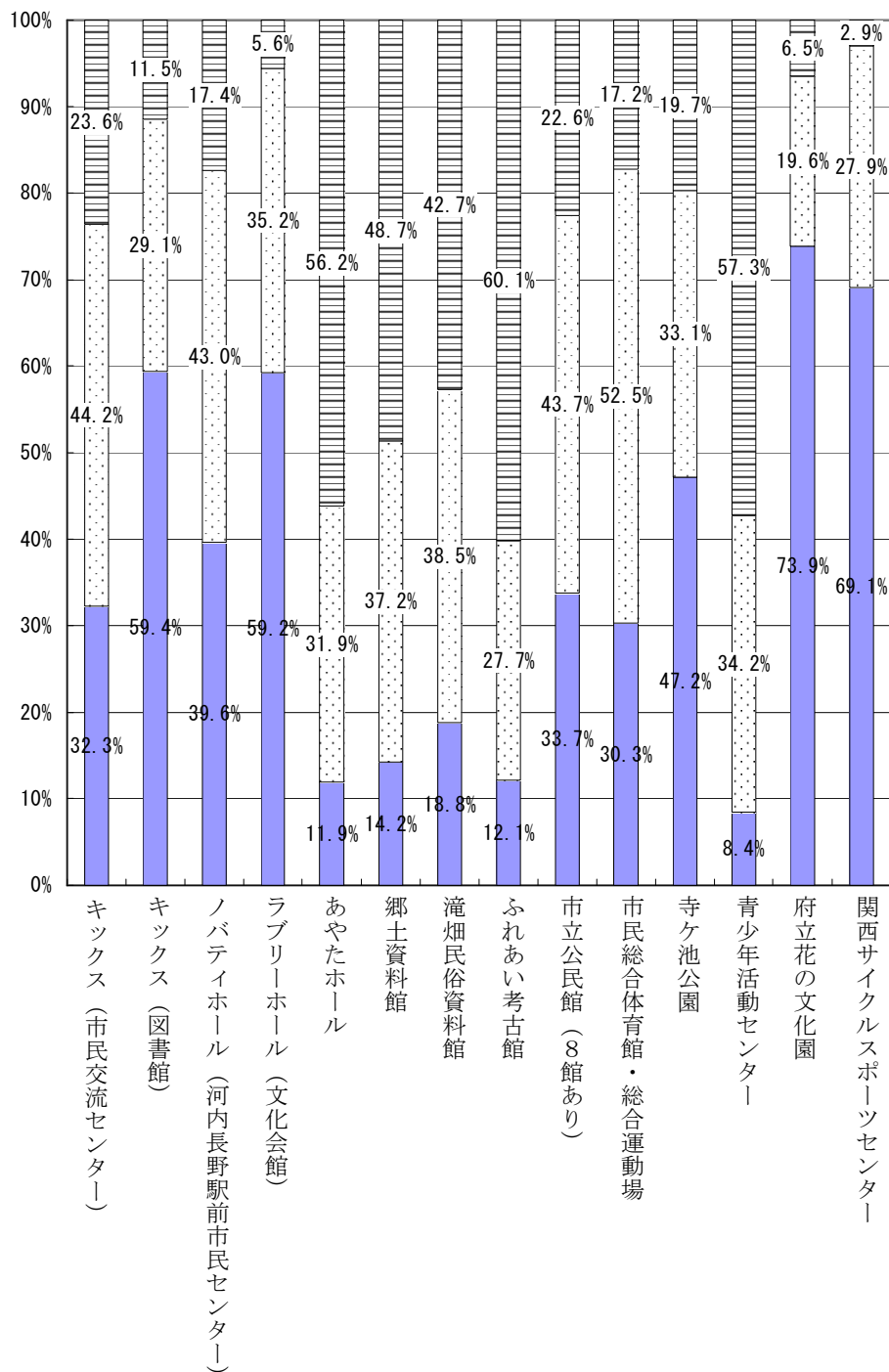


問 16. 施設の認識と利用度

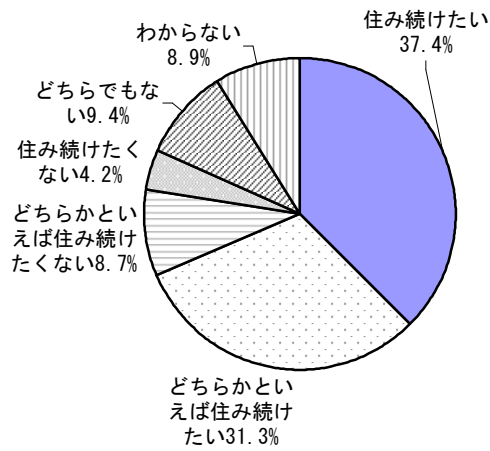
河内長野にある文化的な施設の代表について、それぞれ認識と利用度を聞いた。利用度のトップは「府立花の文化園」73.9%、次いで「関西サイクルスポーツセンター」69.1%と、この2施設の利用度が圧倒的に高い。その後、「キックス（図書館）」59.4%、「ラブリーホール（文化会館）」が続く。

「知っているが利用したことはない」が各施設とも総じて高く、また「知らない」も「ふれあい考古館」60.1%、「あやたホール（小山田コミュニティセンター）」56.2%、「青少年活動センター」57.3%等、施設により非常に高い。

■ 利用したことがある □ 知っているが利用したことはない □ 知らない

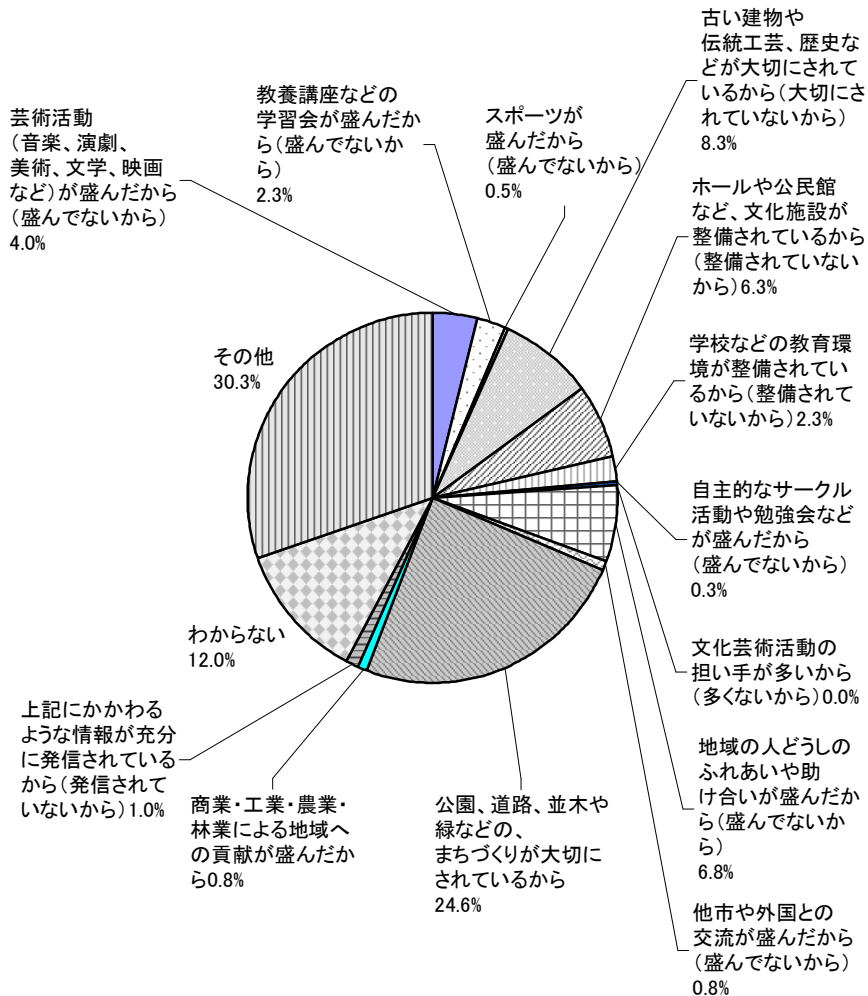


問 17. 今後の居住意向



河内長野市に今後も住み続けたいか、その意向と理由を併せて聞いた。住み続けたい層（「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」の合計）が7割弱と非常に多く、住み続けたくない層（「どちらかといえば住み続けたくない」「住み続けたくない」の合計）約13%を大幅に上回る。理由については、「その他」が最も多く30.3%。「自然」「緑」等の理由に加えて、家族関係等があげられている割合が高い。他には、「公園、道路、並木や緑などの、まちづくりが大切にされているから」が24.6%で次いで多く、他の回答は10%未満

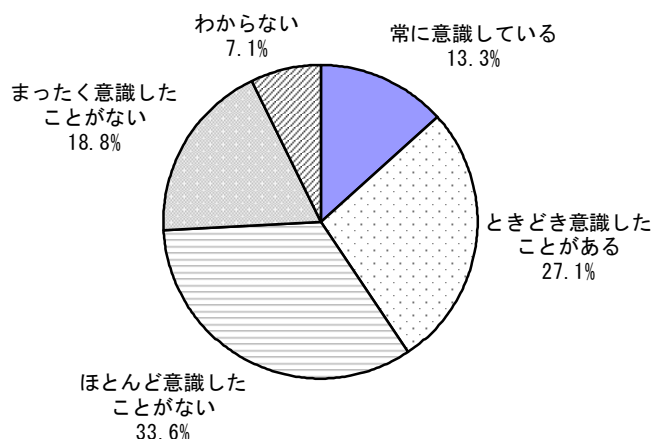
居住意向の理由



※問18の回答はなかった。

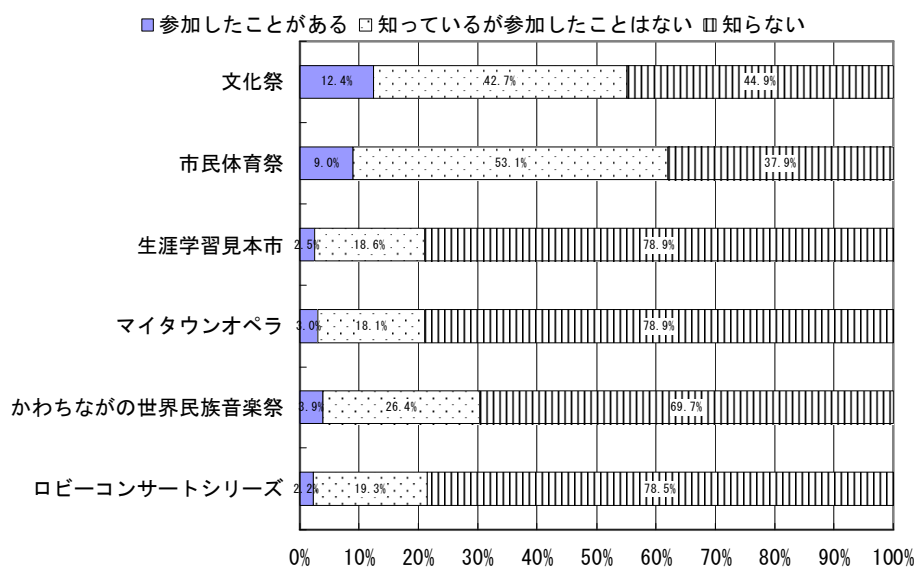
問 19. 文化と人権への意識

文化と人権の関わりへの意識の程度を聞いた。
意識層（「常に意識している」「ときどき意識したことがある」の合計）が4割、無意識層（「ほとんど意識したことがない」「まったく意識したことがない」の合計）が4割強と、ほぼ同程度。



問 20. 事業の認識と参加度

河内長野市の行う文化事業の代表的なものについて、その認識と参加度をそれぞれ聞いた。「参加したことがある」トップは「文化祭」だが、12.4%と低い参加度。ついで「市民体育祭」が9.0%で、他の事業は5%以下と低くなっている。「生涯学習見本市」「マイタウンオペラ」「かわちながの世界民族音楽祭」「ロビーコンサートシリーズ」は「知らない」層が7-8割弱を占め、かなり認識度が低い。参加度の比較的高かった「文化祭」「市民体育祭」についても、「知らない」層が4割前後と多い。



● 関係法令

文化芸術振興基本法（抄）

平成13年12月7日 法律第148号

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成すること

を旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

る。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携を図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

・・・以下略

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

大阪府文化振興条例（抄）

平成17年3月29日 大阪府条例第10号

前文略

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、文化が人々の生きがい及び創造力の源泉であることにかんがみ、文化の振興に関し、基本理念を定め、府の責務並びに府民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に、文化の振興を推進し、もって心豊かで潤いのある府民生活を実現し、個性豊かで活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、これを享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、府民が等しく、文化を身近なものとして感じ、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、府民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の自主的かつ主体的な活動が、文化を創造し、保存し、及び継承していくための原動力となることにかんがみ、これらの人々の活動を支援するとともに、大阪の文化を担う人材の育成が図られなければならない。

4 文化の振興に当たっては、過去から培われてきた大阪の文化が、府民の財産として将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、大阪の歴史及び伝統についての理解を深めるとともに、国内外の多様な文化及び人々の価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化の発展が図られるよう配慮されなければならない。

6 文化の振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者並びに観光旅客等の幅広い意見が反映されるよう配慮されなければならない。

7 文化の振興に当たっては、大阪の文化が関西における各地域の文化とともに発展してきた歴史及び地理的条件を踏まえ、当該地域の他の地方公共団体との連携が図られなければならない。

（府の責務）

第三条 府は、文化の振興に関する施策を策定し、国、他の地方公共団体、事業者及び府民と協力して、これを実施する責務を有する。

2 府は、文化の振興を推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が文化の振興に関する施策を実施しようとする場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

（府民の役割）

第四条 府民は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、自主的かつ主体的に文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

第二章 文化振興計画

(計画の策定)

第六条 知事は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「文化振興計画」という。)を策定するものとする。

- 2 知事は、文化振興計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

第三章 大阪府文化振興会議への諮問等

(大阪府文化振興会議への諮問)

第七条 知事は、あらかじめ、次に掲げる事項に関して、大阪府文化振興会議に諮問し、その意見を聴かなければならない。

- 一 文化振興計画の策定及び変更に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要な施策に関すること。

(府民等の意見の施策等への反映)

第八条 知事は、府民並びに府外から通勤及び通学をする者等の意見を文化の振興に関する施策の策定等又は事業の実施等に反映させるため必要があるときは、これらの者に対して、当該施策の策定等又は事業の実施等への参加及びこれらに関する意見を求めることができる。

第四章 文化の振興に関する施策

(芸術の振興)

第九条 府は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。)その他の芸術の振興のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(伝統芸能の保存等)

第十条 府は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の伝統的な芸能の保存、継承及び発展が図られるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(上方演芸の保存及び振興)

第十一条 府は、上方演芸(大阪等で独自に発展してきた落語、講談、浪曲、漫才、漫談その他の演芸をいう。)の保存及び振興のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化等の振興)

第十二条 府は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、地域文化(祭り、言葉、食文化その他の地域に係る文化をいう。)及び国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)を振興するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ文化の振興)

第十三条 府は、スポーツが、人々の健康を増進し、生きがいを高め、交流等を促進する文化的な役割を果たし

ていることにかんがみ、府民がスポーツに親しみ、楽しむことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学術文化の振興)

第十四条 府は、学術が文化の振興の基盤をなすことにかんがみ、学術の研究の振興に努めるものとする。

(文化財の保存等)

第十五条 府は、有形又は無形の文化財が適切に保存され、継承され、及び活用されるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(都市の景観等の活用等)

第十六条 府は、風格ある都市の景観及び豊かな生活空間が文化の基盤をなすことにかんがみ、府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造及び保全を図るとともに、これらを活用するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(府民等の文化活動の充実)

第十七条 府は、府民並びに府外から通勤及び通学をする者等が文化を鑑賞し、これを体験し、又はこれを創造する活動に参加する機会及び場の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第十八条 府は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、文化に親しみ、自主的な活動が活発に行うことができるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの文化活動の充実)

第十九条 府は、子どもが行う文化活動の充実を図るため、その心身の発達に応じた文化活動を行うことができるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育等における文化活動の促進)

第二十条 府は、学校教育、生涯学習その他の学習の機会における文化活動を通じて、府民が文化に対する理解を深め、豊かな感性を育むことができるよう努めるものとする。

(人材等の育成)

第二十一条 府は、文化活動を担う人材及び団体の育成のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体による文化支援活動との連携等)

第二十二条 府は、民間企業、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の民間団体による文化に対する支援活動との連携及び当該活動に対する支援に努めるものとする。

(文化の創造等に資する産業との連携)

第二十三条 府は、映像に係る産業、音楽に係る産業、放送業、出版業その他文化の創造等に資する産業との連携により文化の振興に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第二十四条 府は、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の文化活動の推進に資するため、文化に関する情報を収集し、これを提供するように努めるものとする。

(観光旅客等の来訪及び文化交流の促進)

第二十五条 府は、国内外の地域からの観光旅客等の来訪及びこれらの地域との間の文化交流を促進するため、大阪における文化活動及び文化資源に関する情報を国内外に向けて発信することその他必要な措置を講ずるよ

う努めるものとする。

(顕彰の実施)

第二十六条 府は、文化活動で顕著な成果を収めた者又は文化の振興に特に功績のあった者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十七条 府は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

…以下略

河内長野市文化財保護条例（抄）

平成12年9月26日 条例第25号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号。以下「府条例」という。)の規定に基づき指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するものうち市にとって重要なものについて、その保存、継承及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化の向上及び文化都市への発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、文化財が歴史、文化又は自然の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存、保全、継承及び活用が適切に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

（市民、所有者等の責務）

第4条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が市民共有の貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存し、継承するとともに、できるだけこれを公開する等文化財の活用に努めなければならない。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第5条 河内長野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市指定有形文化財

（指定）

第6条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び府条例第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財(以下「府指定有形文化財」という。)に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを河内長野市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 ……以下略…

第3章 市指定無形文化財

（指定）

第22条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び府条例第32条第1項の規定により大阪府指定無形文化財(以下「府指定無形文化財」という。)に指定

されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを河内長野市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 …以下略…

第4章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財

(指定)

第28条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び府条例第38条第1項の規定により大阪府指定有形民俗文化財(以下「府指定有形民俗文化財」という。)に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを河内長野市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び府条例第38条第1項の規定により大阪府指定無形民俗文化財(以下「府指定無形民俗文化財」という。)に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを河内長野市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 …以下略…

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第36条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたもの又は府条例第46条第1項の規定により大阪府指定史跡、大阪府指定名勝若しくは大阪府指定天然記念物に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを河内長野市指定史跡、河内長野市指定名勝又は河内長野市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。)に指定することができる。

2 …以下略…

第6章 市登録文化財

(登録)

第43条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財(法又は府条例の規定により指定され、又は登録されたもの及び第2章から前章までの規定により指定されたものを除く。)で、その文化財としての価値に着目し、保存、継承及び活用のための措置が必要であると認められるものを河内長野市登録文化財(以下「市登録文化財」という。)として登録することができる。

2 …以下略…

第7章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財の保護)

第47条 教育委員会は、市の区域内に存する法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、

土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸しないよう、所有者その他の関係者に適切な指導又は助言を行い、その防止に努めなければならない。

2 …以下略…

第8章 市文化財選定保存技術

(選定)

第48条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能のうち、第2章から第5章までの規定により指定された文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び府条例第62条第1項の規定により大阪府選定保存技術に選定されたものを除く。)で、保存の措置を講ずる必要があるものを河内長野市文化財選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)に選定することができる。

2 …以下略…

第9章 市文化財選定保存地域

(選定)

第52条 教育委員会は、市の区域内に存する第2章から第5章までの規定により指定された文化財の保存修理のために欠くことのできない植物の自生地若しくは栽培地又は鉱物の産出地を河内長野市文化財選定保存地域(以下「市選定保存地域」という。)に選定することができる。

2 …以下略…

第10章 河内長野市文化財保護審議会

(設置)

第58条 法第190条第1項の規定により市の区域内に存する文化財の保護及び活用に関して、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べるため、審議会を設置する。

(組織)

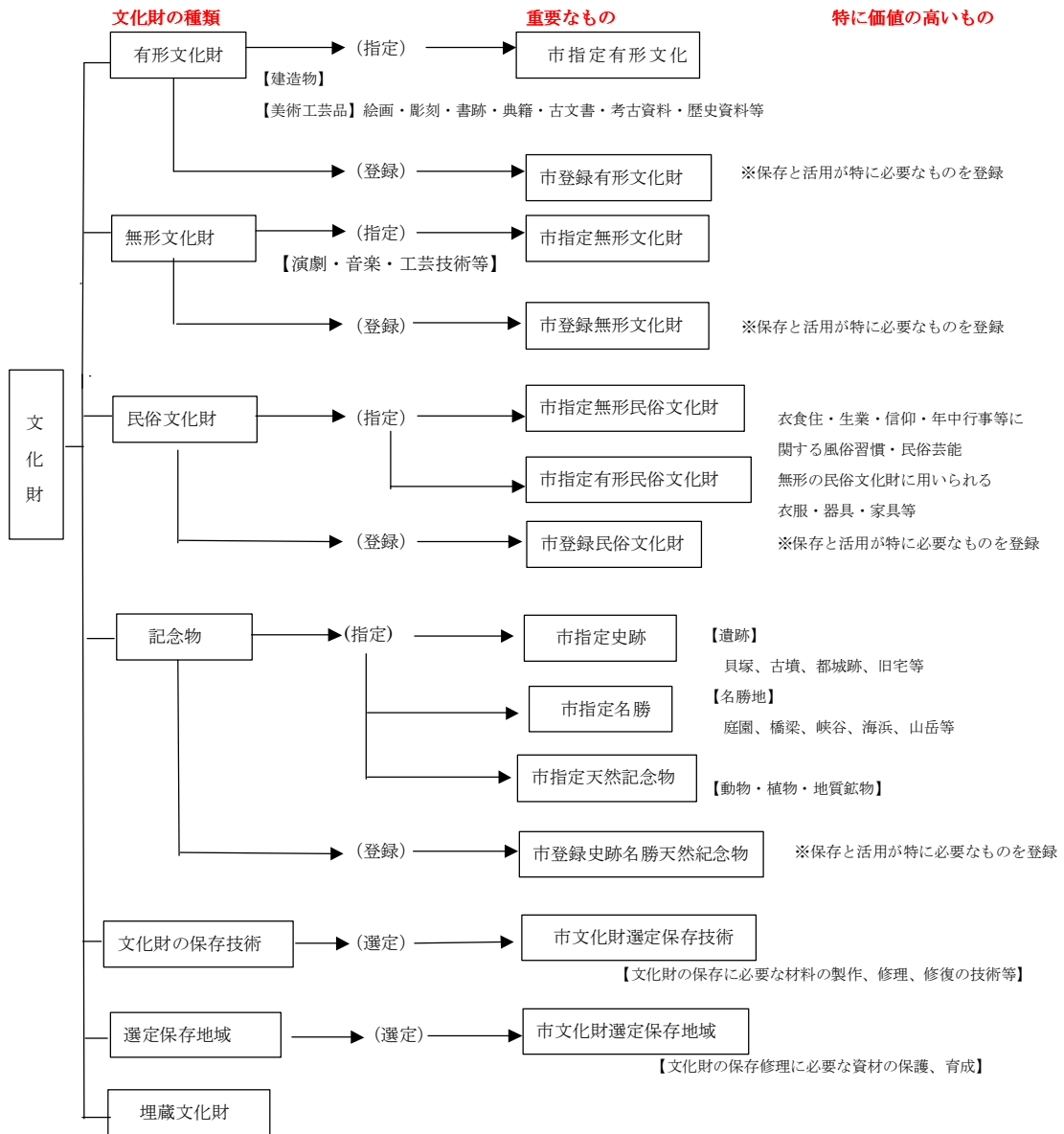
第59条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、文化財の保存、継承及び活用に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が選任する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

…以下略



河内長野市文化振興計画策定委員会設置規程

平成15年12月24日 規程第20号

(設置)

第1条 文化振興のための基本的な方針を定める河内長野市文化振興計画(以下「計画」という。)の策定に関し、広く審議を行うため、河内長野市文化振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 市長の諮問に応じ計画の策定に関し、市長に答申すること。
- (2) 計画の策定に関し、河内長野市文化振興計画庁内検討委員会へ指示すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 文化振興関連団体の関係者
- (3) 学識経験者

2 委員は、計画の策定が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

河内長野市文化振興計画庁内検討委員会設置規程

平成15年12月24日 規程第21号

(設置)

第1条 文化振興のための基本的な方針を定める河内長野市文化振興計画(以下「計画」という。)の策定に関し、協議及び連絡調整を行うため、河内長野市文化振興計画庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 計画案を河内長野市文化振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)へ提案すること。
- (2) 策定委員会の指示を受け、計画について検討すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員は、計画の策定が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市民文化部次長の職にある者をもって充て、副委員長は、教育部次長の職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会に関する庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

市民文化部 次長

保健福祉部 次長

環境経済部 次長

都市建設部 次長

企画総務部企画経営室 室長

企画総務部総務室 室長

企画総務部市民参加推進室 室長

教育委員会事務局教育部 次長



わたしたちが創る〈文化のビオトープ〉 **河内長野市文化振興計画**

- 編集 河内長野市 市民文化部 生涯学習推進室
- 発行 河内長野市 〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号
- 発行日 平成18年3月31日